

第4次八王子市教育振興基本計画

ビジョン はちおうじの教育

～あふれる元気 かがやく心 仲間とともに はばたけ未来へ～

令和7～11年度
(2025～2029年度)

令和7年(2025年)2月
八王子市教育委員会

はじめに

八王子市教育委員会は、教育基本法に基づき、平成 27 年（2015 年）2 月に策定した第 2 次八王子市教育振興基本計画の計画期間終了後、令和 2 年（2020 年）3 月に第 3 次八王子市教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」を策定し、10 年間を通じてめざす教育の姿や施策展開の方向、5 年間に取り組む具体的な施策を整理し、八王子市教育委員会教育目標を実現するための施策を推進してきました。

策定から 5 年が経過し、この間、本市の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。いじめ防止対策、不登校児童・生徒への支援のほか、学校施設の老朽化対策、教職員の働き方改革など、様々な課題への対応が必要となっています。

このような状況を受け、八王子市教育委員会では、これまでの取組の成果と課題、国や東京都、更には社会の動向を踏まえ、教育目標の実現に向け、3 つのめざす教育の姿に対し、9 の施策展開の方向、32 の施策を体系付け、今後 5 年間に取り組む施策を整理し、ここに第 4 次八王子市教育振興基本計画として取りまとめました。

計画を策定するにあたり、学識経験者や学校運営協議会委員等 10 名で構成する「第 4 次八王子市教育振興基本計画策定検討会」を設置し、御意見や御助言をいただき検討を重ねるとともに、パブリックコメントで、小・中学生を含む多くの市民の皆様から貴重な御意見や御提案をいただきました。本計画の策定に御協力いただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年（2025 年）2 月

八王子市教育委員会

目次

第1編 総論

第1章 計画策定に当たって	6
第1節 計画策定の背景と趣旨	6
第2節 計画の位置付け	7
第3節 計画期間	7
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）とのかかわり	8
第2章 これまでの取組と成果、今後の課題	9
第1節 第3次計画の成果と課題	9
第2節 市民の教育に対する思い（市政世論調査から）	13
第3章 計画の基本的な方向	16
第1節 基本理念	16
第2節 今後10年間を通じてめざす教育の姿	17
第3節 施策体系	18

第2編 各論 今後5年間に取り組む施策

めざす教育の姿1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	22
2 小中一貫教育の推進	24
3 自分を大切に、他者を思いやる心の育成	25
4 いじめ防止対策の推進	26
5 感性や創造性を育む活動の充実	28
6 食育の推進	30
7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進	32
8 特別支援教育の充実	34
9 不登校児童・生徒への支援の充実	36
10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援	38
11 教育の機会均等の確保	39
12 保・幼・小連携の推進	40
13 主体的に社会に参画する力を育成する教育の推進	41
14 グローバルに活躍できる多様な力を育成する教育の推進	42

めざす教育の姿2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

15 持続可能な部活動の推進	44
16 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進	46
17 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援	48
18 子どもの安全・安心の確保	50

19	家庭教育支援活動の推進	52
20	放課後の子どもの居場所づくり	54
21	学校再編・学校施設の長寿命化等の推進	56
22	学校 I C T 環境の充実	58
23	これからの教育を担う教員の指導力向上	59
24	学校の組織力向上	60
25	学校における働き方改革の推進	62

めざす教育の姿3 あらゆる人がともに学びあう生涯学習の振興

26	誰もが学べる環境の整備	64
27	社会を創る学びの推進	66
28	生涯にわたる多様なスポーツの推進	68
29	スポーツができる環境の整備	70
30	スポーツによる地域の活性化・魅力発信	72
31	歴史文化の保存・活用	74
32	歴史文化・日本遺産の魅力発信	76

第3編 計画の推進と進行管理

第1章	計画の推進と進行管理	80
第1節	計画の推進	80
第2節	計画の進行管理（点検・評価の実施）	80
第3節	指標一覧	81

資料編

八王子市教育委員会教育目標	84
八王子市教育委員会の基本方針	85
第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱	87
第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会名簿	88
策定の経過	89
用語の説明	90

本文中*は 90 ページからの「用語の説明」を参照してください。なお、*は初出に付けています。

第1編 総論

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

平成 18 年（2006 年）12 月に教育基本法が改正され、同法第 17 条第 1 項において、国は教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。また、同条第 2 項において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、市教育委員会は「八王子市教育振興基本計画」（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））、「第 2 次八王子市教育振興基本計画」（平成 27～令和元年度（2015～2019 年度））、「第 3 次八王子市教育振興基本計画」（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））（以下「第 3 次計画」という。）を策定し、教育施策を推進してきました。

第 3 次計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により学びの変容がもたらされたとともに、少子化・人口減少、グローバル化の進展など様々な社会課題が存在する中、国は、令和 5 年（2023 年）6 月に、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げた「第 4 期教育振興基本計画」を策定しました。

東京都教育委員会は、国のこうした動きを受けて、東京都が令和 3 年（2021 年）3 月に新たに策定した「東京都教育施策大綱～誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育を目指して～」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策を展開するため「東京都教育ビジョン（第 5 次）」（令和 6～10 年度（2024～2028 年度））を令和 6 年（2024 年）3 月に策定しました。

一方、八王子市（以下「本市」という。）は、「八王子ビジョン 2022」の計画期間終了に合わせ、新たな本市の基本構想・基本計画として、令和 5 年度（2023 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とする「八王子未来デザイン 2040」を策定しました。本市を「夢と魅力あふれるまち」へと進化・発展させていくため、多世代が地域の中でつながり、支えあい、子どもから高齢者まで一人ひとりが主役となって輝ける八王子の実現に向けて取組をすすめているところです。

市教育委員会は、以上のような国及び東京都の教育政策、社会を取り巻く環境の変化、本市のまちづくりの動向を踏まえたうえで、第 3 次計画の成果と課題を改めて整理し「八王子未来デザイン 2040」に掲げる第 3 の都市像「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向け、関連する本市の計画である「子ども・若者育成支援計画」とも連携をはかりながら、当面 5 年間を計画期間とした「第 4 次八王子市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(1) 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画

第4節 持続可能な開発目標（SDGs）とのかかわり

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された17ゴールと169ターゲットです。発展途上国向けの開発目標である「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき定めた6つの都市像は、SDGsの理念と方向性が一致していることから、基本計画を推進することでSDGsの達成に貢献していきます。

本計画では、SDGsの17のゴールと多面的に関連しますが、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、持続可能な社会の創り手の育成やウェルビーイングの向上に向けて、全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

第 2 章 これまでの取組と成果、今後の課題

第 1 節 第 3 次計画の成果と課題

市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、第 3 次計画に示す 38 施策を対象に、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施してきました。

ここでは、毎年度の点検及び評価の結果から、第 3 次計画の「施策展開の方向」ごとに、主な成果と課題をまとめました。

めざす教育の姿 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

1 確かな学力の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に取り組み、令和 5 年度（2023 年度）の中学校第 3 学年の習得目標値未満の生徒数が減少しました。基本的な学習内容の定着が十分でない児童・生徒への個に応じた指導や、授業改善、学習用端末の活用が引き続きの課題となります。

また、児童・生徒が課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むための授業力向上も継続的に必要になります。

2 豊かな心の育成

道徳教育や異年齢交流活動を通じて、自尊感情を高める取組を行いました。また、いじめ防止やメディアリテラシー教育*を推進するとともに、探究学習や体験活動の機会を増やすことで、他者と協働する力や問題解決能力の育成を行いました。

自他の生命尊重や自己肯定感の醸成、情報社会における正しい判断力の育成、いじめ未然防止の強化が引き続きの課題となっています。

3 健康なからだ・体力の育成

地場産物を使用した給食の提供や、日々の給食に添える食育メモ、食育イベント等を通じて、子どもたちに食の大切さを伝える取組が進展しました。また、「体力向上推進計画」を策定し各学校で具体的な改善目標を設定し取り組んだ結果、中学校では都の平均を上回り体力が向上しました。

今後は、家庭における日常生活の中での正しい食習慣と運動習慣の重要性の啓発を行うことが重要となります。

4 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

特別支援教室拠点校*や特別支援学級*の増設により、特別な支援を必要とする児童・生徒数の増加に対応し指導体制の充実をはかりました。また、不登校対策として「つながるプラン*」を策定し、全ての児童・生徒の社会的な自立に向けた取組を支援しました。

支援が必要な児童・生徒の増加に伴う支援力の向上や相談内容の多様化・複雑化に伴う相談員の対応力向上、関係機関相互の連携体制の強化が求められています。さらには、外国人児童・生徒への支援や経済的理由で就学が困難な児童・生徒への適切な支援が重要となります。

5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

「保・幼・小連携の日*」やスタートカリキュラム（八王子モデル）*を活用し、保育園・幼稚園・小学校の連携を強化しました。また、小中一貫教育を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたきめ細やかな指導を行い、学力向上に取り組みました。

義務教育9年間を通じた、子どもたちに必要な資質・能力を育むことを目指した取組の更なる充実や幼児教育・保育センターとの連携が課題となっています。

6 夢や志をもち挑戦する力を育む教育の推進

A L T*による国際理解教育の充実や1人1台の学習用端末によるI C Tを活用した教育を実施しました。また、キャリア教育*の一環として実施した職業講話や職場体験を通じて、児童・生徒が社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営むうえで必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献する意欲や態度を育成しました。

A Iの発展に伴うI C T活用能力や外国語でのコミュニケーション能力、社会の持続的な成長・発展に向けた課題解決能力の育成が重要となります。

めざす教育の姿２ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

７ 学校における指導体制の向上

若手教員や産休・育休代替教員等の資質向上をはかる研修を充実させるとともに、本市の特性を活かした研修を実施し、教員の授業力向上や、教育課題への対応力を強化しました。

学校経営の基盤となる管理体制や指導体制、学校評価*の充実や情報セキュリティ研修の実施により、信頼される学校経営を目指す一方で、地域の力を活用した教育活動の推進や危機管理体制の強化も求められています。

８ 家庭・地域の力を活かした教育の推進

学校運営協議会*の活性化や学校支援ボランティアの充実、学校心理士スーパーバイザー*やスクールカウンセラー*による支援、家庭教育支援講座の開催、放課後子ども教室*の運営などを行い、保護者や地域住民と協力し地域の力を活かした教育を推進しました。また、学童保育所の施設整備など待機児童対策を実施したことにより待機児童ゼロを達成しました。

学校運営を支える地域住民等担い手の確保、児童・生徒の安全対策の強化、いじめや不登校、児童虐待など学校だけでなく保護者や地域、関係機関と連携して取り組む必要があります。

９ 学びを支える環境づくり

学校施設の耐震化やトイレ改修など計画的な改修や給食センター５施設の整備、１人１台の学習用端末の配備、教員の働き方改革の推進により、教育環境の向上に取り組みました。

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保するため、小・中学校の再編を含めた施設の老朽化への対応や教員の長時間労働の是正、ＩＣＴ環境の充実が求められています。

めざす教育の姿3 いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実

10 市民がつながる生涯学習の推進

市民自由講座や「宇宙の学校」、自然観察会などを通じて市民に学習機会を提供し、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して多様なテーマの講座を提供しました。

学習機会のオンライン化や映像化をすすめ、地域資源を活かした多角的な学びの機会を提供し、世代を超えた交流を促進する取組が必要です。

11 「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり

だれもが本に親しんでいる「読書のまち八王子」の推進に向け、学校図書館システムや学習用端末を活用した電子書籍の貸出を開始することで、読書活動の充実に取り組みました。また、返却ボックスの増設やパークライブラリー*の実施により、利用しやすい読書環境を整備するとともに、読書に親しむ機会の拡充に努めました。

読書離れがすすむ中・高生への取組や、高齢者や読書に困難を抱える方への非来館型サービスの充実が課題となります。

12 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

全関東八王子夢街道駅伝競走大会や市民スポーツ大会、ヘルシーウォーキング、市民ボッチャ大会などのイベントを開催し、競技力の向上や市民の健康増進、パラスポーツの普及に取り組みました。また、甲の原体育館や上柚木公園陸上競技場の大規模改修工事を実施し、利用者の安全で快適な環境を整備しました。

生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツに取り組むきっかけとなる取組や働き盛り・子育て世代、障害者といったスポーツ実施率の低い層に対する取組のほか、子どもたちが体育や学校が設置する部活動以外でもスポーツができる、地域におけるスポーツ環境の整備などが課題となります。

13 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

文化財の保存と活用をすすめるため、八王子城跡の発掘調査や御城印の作成・販売、桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）*のオープンと企画展の開催、文化財見て歩きイベントを実施しました。

各施設の展示や講座の充実、伝統芸能の後継者育成支援や技術・技能の調査と記録保存、収蔵資料のデータベース化及びWEB公開などが課題となります。

第2節 市民の教育に対する思い（市政世論調査から）

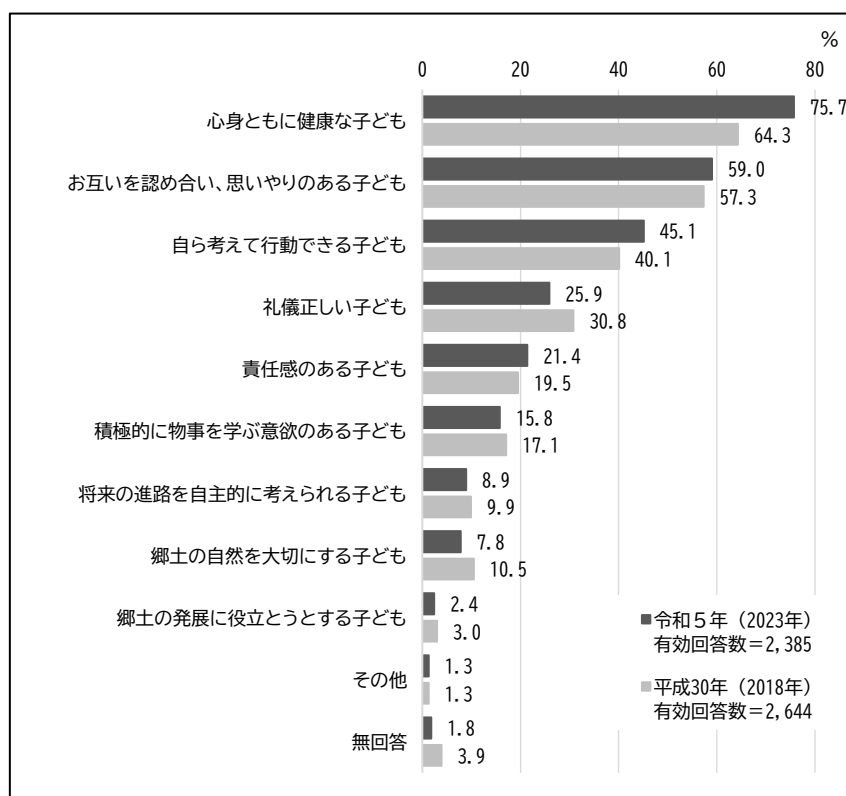
令和5年（2023年）の市政世論調査では「八王子の子どもたちがどのような子どもに育ってほしいと思っているか」や「小・中学生に必要な教育」など、市民の教育に対する思いについて調査しました。

子どもに望む育ち方 ～「健康、思いやり、自主性、礼儀、責任感」を重視～

八王子の子どもたちがどのような子どもに育ってほしいと思っているか聞いたところ「心身ともに健康な子ども」（75.7%）が7割台半ばで最も多くなっています。次いで「お互いを認め合い、思いやりのある子ども」（59.0%）が6割近くで続き、以下「自ら考えて行動できる子ども」（45.1%）、「礼儀正しい子ども」（25.9%）、「責任感のある子ども」（21.4%）などが続きます。

上位5項目は平成30年（2018年）調査結果と同じであり、市民がどのような子どもに育ってほしいと思っているかについては変化がないことが分かります。

【八王子の子どもに望む育ち方】



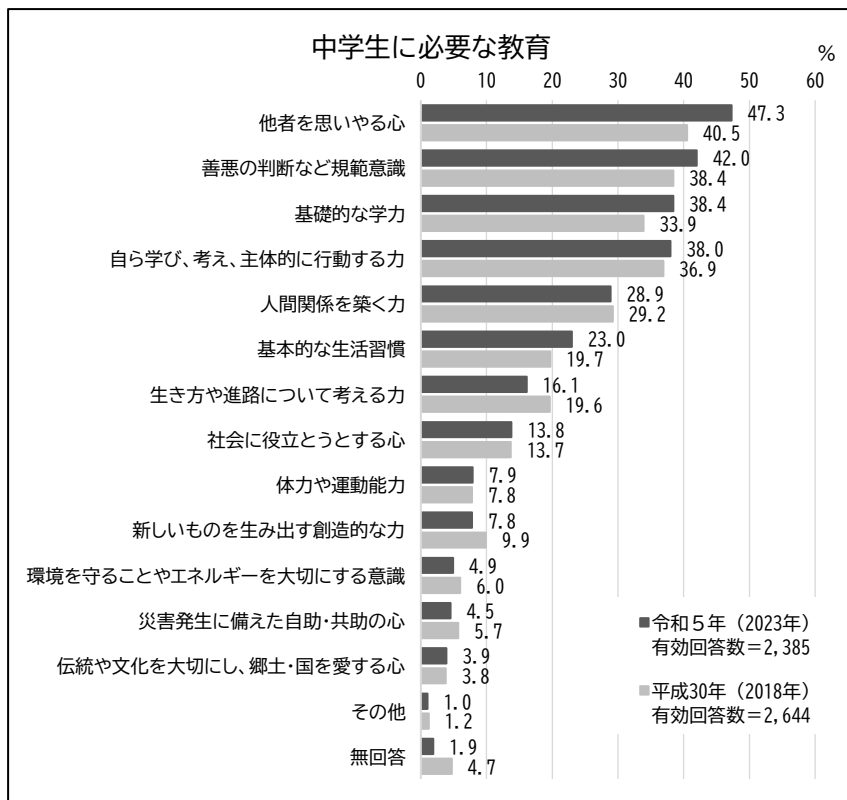
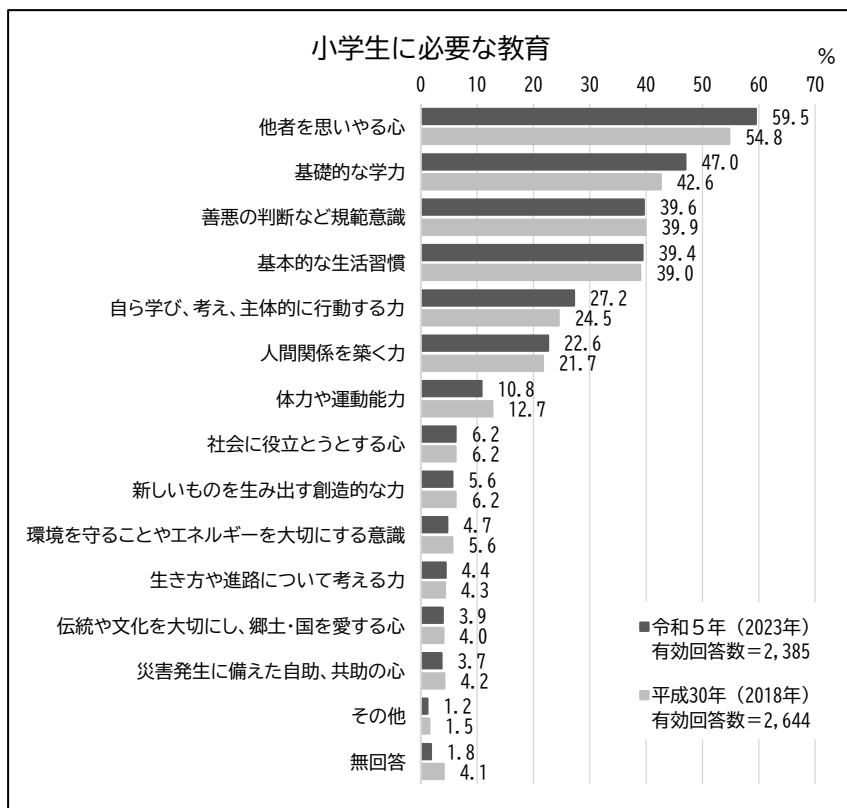
出典：平成30年（2018年）・令和5年（2023年）八王子市市政世論調査

学校教育への期待 ～「他者を思いやる心」が小学生、中学生ともに1位～

小学生や中学生にどのようなことを身に付けさせる教育が必要だと思うか聞いたところ、小・中学生ともに「他者を思いやる心」（小学生：59.5%・中学校：47.3%）が最も多くなっていることから、いじめ問題をはじめとする子どもたちを取り巻く様々な状況において、他者を思いやり

互いに認め合い尊重しながら協力し合って生きていってほしいという思いをもっていることが分かります。

【学校教育への期待】



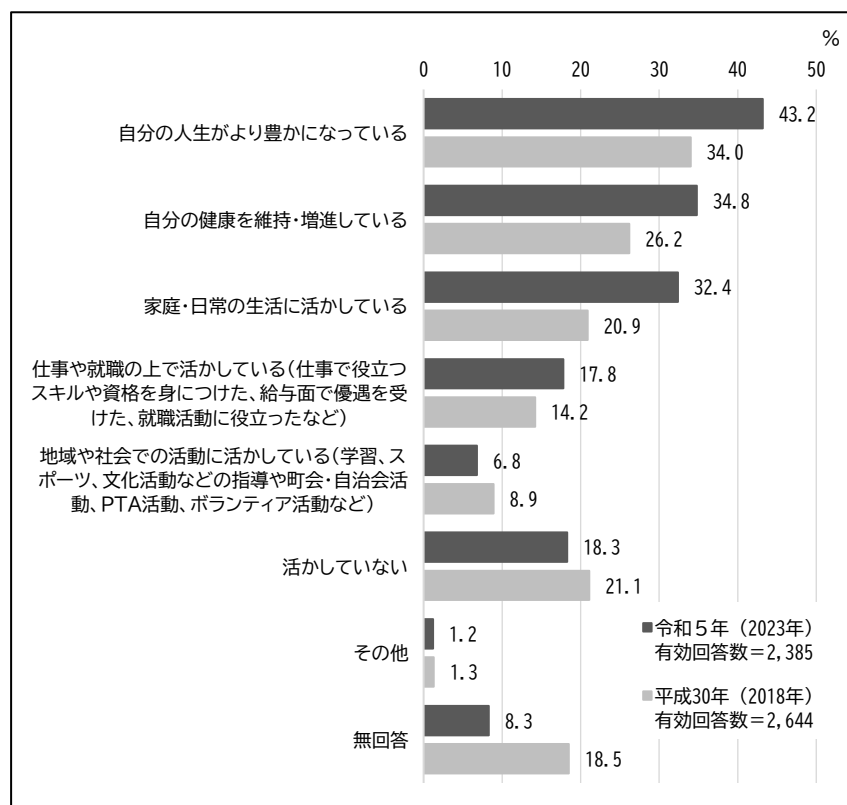
出典：平成30年(2018年)・令和5年(2023年)八王子市市政世論調査

生涯学習活動の活用方法 ～「自分の人生がより豊かになっている」が1位～

学習や活動を通じて身に付けた知識や技能、経験をどのように活かしているか聞いたところ「自分の人生がより豊かになっている」(43.2%)が最も多く、次いで「自分の健康を維持・増進している」(34.8%)が続きます。この順位は平成30年(2018年)調査でも同じであり、多くの市民が生涯学習を自分のための活動と捉えていることが分かります。

一方「地域や社会での活動に活かしている(学習、スポーツ、文化活動などの指導や町会・自治会活動、PTA活動、ボランティア活動など)」は、いずれの調査においても10%未満であり、生涯学習活動で身に付けた知識や技能、経験を地域社会で活かしていると感じている市民の割合は高くないことが分かります。

【生涯学習活動の活用方法】



出典：平成30年(2018年)・令和5年(2023年)八王子市市政世論調査

第 3 章 計画の基本的な方向

第 1 節 基本理念

学びを通じてすべての人が自分の「みち」を見出し 一人ひとりが望む未来に挑戦する力を育む はちおうじの教育

大人も子どもも、全てのひとが、
学びを通じて
自分らしい「みち」を見つけられるように。

学びたいことを、いつでも、どこでも学び、
あらゆる人がともに学びあえるように。

かけがえのない自分の良さに気づき、
一人ひとりが望む未来に
挑戦する力を身に付けられるように。

全ての市民の学びを支える。
それが、はちおうじの教育の使命です。

第2節 今後10年間を通じてめざす教育の姿

本計画の基本的な方向として定めた基本理念を実現するために、今後10年間を通じてめざす3つの教育の姿を示し、体系立てて施策を展開していきます。

めざす教育の姿1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

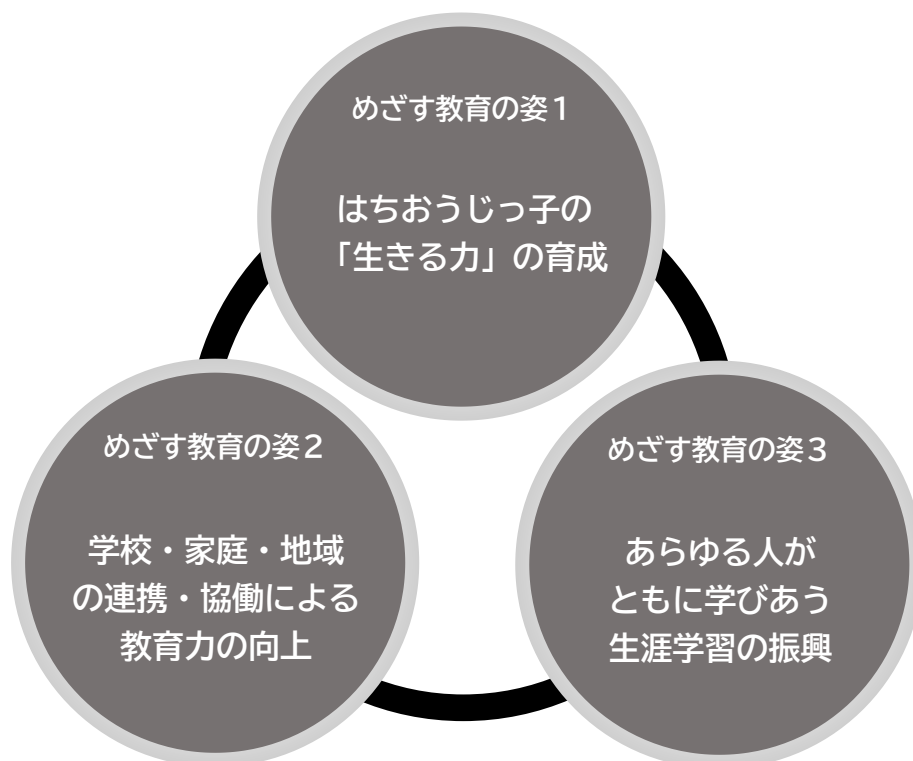
子どもたちが自分の「みち」を見つける力と、その「みち」に挑戦する力を身に付け、持続可能な社会の創り手として、これからの社会を担っていくための「生きる力」を育成します。

めざす教育の姿2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

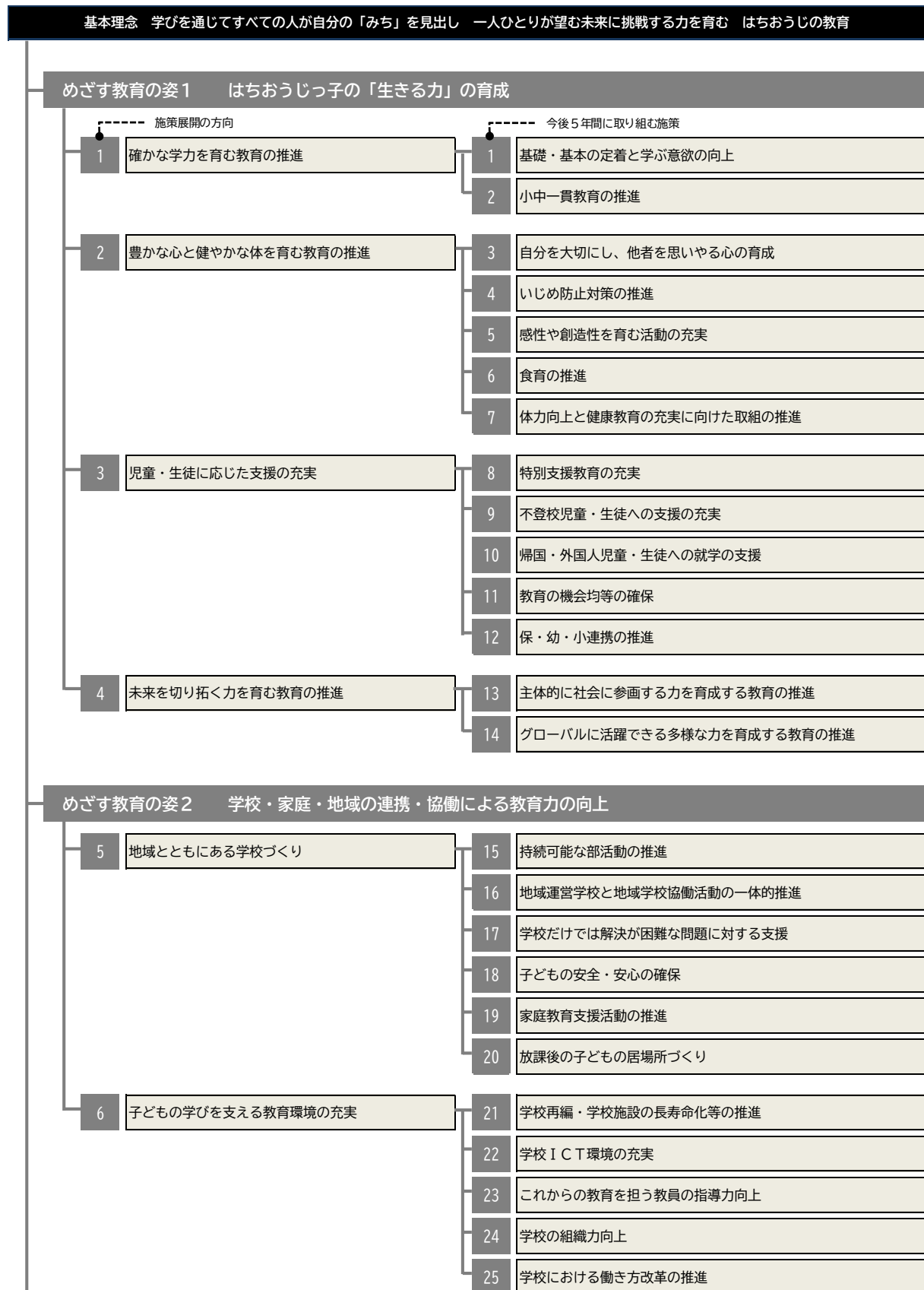
子どもを取り巻く様々な状況に応じて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、地域全体で子どもの学びを支える教育環境を構築します。

めざす教育の姿3 あらゆる人がともに学びあう生涯学習の振興

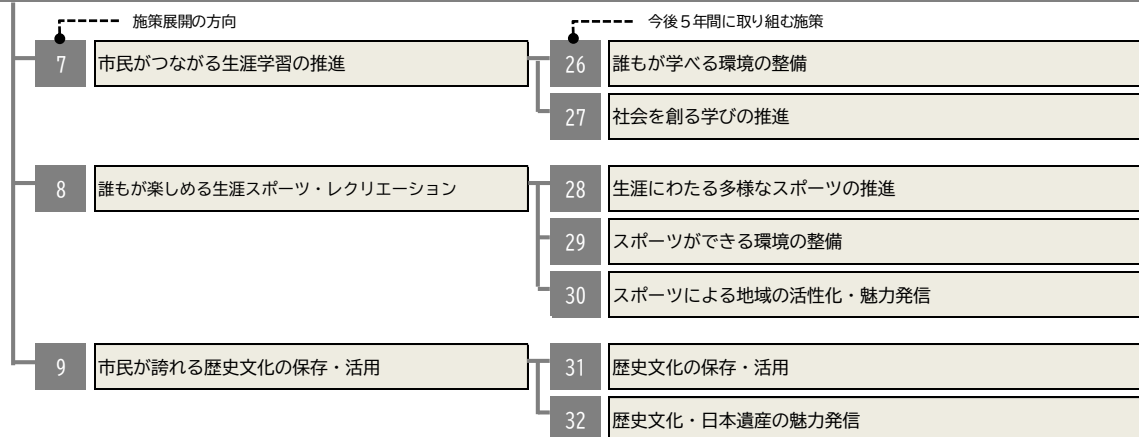
誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整備するとともに、学びを通じて、人と人、人と地域がつながる環境をつくり「学びの循環につながる生涯学習」を推進します。



第3節 施策体系



めざす教育の姿3 あらゆる人がともに学びあう生涯学習の振興



第 2 編 各論 今後5年間に取り組む施策

1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

●現状と課題●

- 義務教育修了までに、小学校第5学年までの基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けることを目的とした、「はちおうじっ子ミニмум*」を実施しています。
- 「はちおうじっ子ミニмум」の結果を踏まえ、ドリル型学習コンテンツを活用し、児童・生徒一人ひとりに応じた個別最適な学び*をすすめています。
- 各学年で身に付ける力の定着に向け、市学力定着度調査を実施しています。
- 児童・生徒の学力の向上をはかるため、アシスタントティーチャー*を配置し、児童・生徒の習熟度に合わせた個別学習の充実をはかっています。
- 児童・生徒一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学び*の一体的な充実が実現できるよう、授業改善や学習用端末の活用をすすめていくことが必要です。
- 全市立小・中・義務教育学校が、学校間の差がなく、同じように学力向上に取り組めるよう、「はちおうじっ子ミニмум」の類似問題を作成して各学校に展開しています。

【学力定着度調査の正答率】

単位（％）

区分	令和4年度	令和5年度
小学4年生 国語「言語事項」	59.8	65.3
小学4年生 算数「数と計算」	70.6	76.1
中学1年生 国語「言語事項」	70.6	65.9
中学1年生 数学「数と計算」	51.7	50.1

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【アシスタントティーチャーの配置状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置した学校数（校）	36	42	43	42	43
配置した人数（人）	36	42	43	42	43

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 全市立小・中・義務教育学校に通う全ての子どもたちが、社会生活を営むうえで最低限身に付けるべき必要最低限の学習内容を明確にし、確実に定着できるようにします。 (教育指導課)	○ 全市立小・中・義務教育学校に通う小学校第6学年及び義務教育学校第6学年から中学校第3学年及び義務教育学校第9学年において、社会生活を営むうえで最低限身に付けるべき学習内容の習熟を確認するために、年間2回「はちおうじっ子ミニマム」を実施
○ 児童・生徒一人ひとりが、基礎的・基本的な学習内容の定着に向け、何度でも取り組めるようにします。 (教育指導課)	○ 児童・生徒一人ひとりが、学習用端末を活用して、いつでも何度でも繰り返し基礎的・基本的な問題に取り組めるよう、情報ポータルサイトに「はちおうじっ子ミニマム」の類似問題を掲載
○ 児童・生徒一人ひとりにあった個別最適な学びを実現します。 (教育指導課)	○ 年間2回実施する「はちおうじっ子ミニマム」の結果と学習用端末を活用したドリル型学習コンテンツを紐付け、個々の課題にあった問題に取り組むことで学習習慣を定着
○ 児童・生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実をはかります。 (教育指導課)	○ アシスタントティーチャーの活用
○ より良い授業づくりについて、教員が学べる場をつくれます。 (教育指導課)	○ 八王子市教員研究生*として、市内教員の代表を募り、授業力向上に向けた研究を実施 ○ 法定研修や夏季教員研修を中心に、授業づくりの基本について学ぶ機会を確保
○ 児童・生徒一人ひとりが、授業の中で個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が実現できるよう学習用端末を効果的に活用します。 (教育指導課)	○ 授業の中で、児童・生徒一人ひとりの状況を把握したうえで、きめ細かな指導等、双方向型の授業を実施

2 小中一貫教育の推進

●現状と課題●

- 児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導ができるよう、義務教育9年間を見通した小中一貫教育をすすめています。
- 教育研究所*設置委員会に学力向上推進委員会を設置し、「はちおうじっ子ミニマム」の作成及び活用方法の検討をすすめています。
- 施設一体型の小中一貫教育のあり方について、義務教育学校や小中一貫校で研究をすすめています。
- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指した取組の更なる充実が求められています。
- 義務教育学校修了段階における基礎的・基本的な学力の定着と保障が課題となっています。
- 義務教育学校における義務教育9年間を系統立てた教職員の組織体制や教育課程などについて早期に効果検証を行い、成果について施策に反映していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 小中一貫教育に関する基本方針に則り、日常的な取組の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 小中一貫教育グループ内で合同で行う活動の実施 ○ 誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力を保障する取組の実施 ○ 誰一人取り残さず見守り、育成する体制の構築 ○ 保護者・地域の願いを踏まえた教育課程の編成 ○ 教育研究所設置委員会による小中一貫教育の取組の紹介
○ 小中一貫校や義務教育学校において、学年の区切りにとらわれない、9年間を通した系統的な活動の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 義務教育9年間を系統立てた教育課程の編成 ○ 義務教育9年間を系統立てた指導方法の検討及び実施
○ 教育研究所設置委員会学力向上推進委員会において、小学校・中学校の教員が連携した学力向上のための施策を推進します。 (教育指導課)	○ 国語、算数・数学、外国語に関する各種学力調査等の結果を分析 ○ 授業検討や研究を実施し、研究成果の作成と発信

3 自分を大切にし、他者を思いやる心の育成

●現状と課題●

- 令和5年度(2023 年度)八王子市学力定着度調査*の意識調査において、「自分という存在を大切に思えるか」という設問に対し、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」と答えた児童・生徒の割合は小学校第5学年で 89.1%、中学校第1学年で 88.5%と年々増えている状況です。
- 教育研究所設置委員会において、小・中・義務教育学校9年間を見通した人権教育や道徳教育の充実をはかるため、授業展開や指導方法の工夫について調査研究をすすめ、研修会などで情報共有し、各学校で活用している状況です。
- 特別活動を中心に、異年齢交流活動や係・委員会活動などを通じて、児童・生徒が活躍できる場や機会を設定し、自己肯定感や自己有用感といった自尊感情を高める取組をすすめています。
- 「特別の教科 道徳*」を要として、道徳教育を教育活動全体で行い、人間として持つべき規範意識や公共の精神、自他の生命尊重、自己肯定感など、児童・生徒の豊かな心を育成することが求められています。
- スマートフォンなどの情報機器の急速な普及に伴い、ネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなど新たな問題が生じています。情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成することが課題となっています。
- 児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働してより良く生きる力を育てることが必要です。

施策の方向	主な取組
○ 自他をかけがえのない大切な存在であるという気持ちを育み、多様性を高め合う共生社会の実現や人権教育を充実します。 (教育指導課)	○ 人権尊重教育推進校の研究成果の普及 ○ 教育研究所設置委員会人権教育推進委員会における研究授業及びリーフレットによる成果を普及
○ 保護者や地域と連携した道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座*の工夫・改善をはかります。(教育指導課)	○ 動画資料を活用し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の実施方法を検討
○ 子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高め、人を思いやる心や命を大切にする心を育成する取組の充実をはかります。 (教育指導課)	○ セーフティ教室*の実施 ○ 情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施 ○ 保護者も共に学ぶ機会の創出
○ 地域の活動へ積極的に参加し、地域を、地域で、地域とともに学ぶ機会の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 地域の清掃活動や催し物への参加の促進 ○ 地域の方がゲストティーチャーとなる授業や行事の実施

4 いじめ防止対策の推進

●現状と課題●

- 「いじめを許さないまち八王子条例」や「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の内容の充実をはかり、いじめ防止に向けた校内体制の整備をすすめています。
- 「いじめは絶対に許されない」ということを児童・生徒に理解を促し、互いの人格を尊重する態度等を養うなど、「児童・生徒のいじめ抑止に向けた取組の強化」や「SOSの受信力・発信力」の向上をはかり、いじめの未然防止に向けた対策を強化することが必要です。
- 「いじめを許さないまち八王子条例」や「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の趣旨を広く市民に周知するとともに、全教職員がいじめ防止に関する対処や取組について、理解を深めることが必要です。
- 各学校が作成する「学校いじめ防止基本方針と取組内容」及び保護者啓発資料「いじめ対応のポイントと本市の取組」を活用し、児童・生徒や保護者、地域に向け、いじめを防止することの重要性や、いじめに関する相談体制などについて啓発するとともに、SNSの利用について、学校での指導の充実や、学校が講じるいじめ防止等の取組への協力など、保護者への更なる意識啓発が必要です。
- いじめの未然防止・早期発見や発生時の迅速な対応をはかるため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握することが必要です。

【「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に「あてはまる」と答えた児童・生徒の割合】

単位 (%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	85.2	—	81.3	80.9	81.5
中学生	74.1	—	73.2	75.1	76.7

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【相談できる大人が1人以上いると回答した児童・生徒の割合】

単位 (%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	99.6	98.4	98.3	99.3	99.4
中学校	99.4	97.5	96.8	98.2	98.9

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則った、いじめ防止に向けた取組を確実に推進します。 (教育指導課)	○ いじめの早期発見のためのアンケート調査の実施 ○ 年度当初の「子ども見守りシート*」による、保護者からの積極的な情報提供 ○ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた校内研修の実施
○ 全市立小・中・義務教育学校における、いじめ防止に向けた授業を実施します。 (教育指導課・教育総務課)	○ 年間3回以上のいじめ防止に関する授業の実施 ○ 情報機器会社等によるメディアリテラシー教育の実施 ○ 「SOSの出し方に関する教育」の実施 ○ 子どもたち一人ひとりがいじめの問題について考える機会の設定 ○ 弁護士によるいじめ予防授業の実施
○ いじめの未然防止・早期発見に向け、児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備を推進します。 (教育指導課)	○ 児童・生徒一人ひとりと信頼関係を構築し、相談・指導につなげるため、週1回の「いじめ対応のための時間」の設定 ○ 小学校第5学年と中学校第1学年、義務教育学校第7学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の実施
○ 学校のいじめ対策、いじめ対応の強化に向けた取組を確実に実施します。 (教育指導課・教育総務課)	○ 週1回以上「学校いじめ対策委員会」の定期開催 ○ 学校のいじめ対応の核となる学校いじめ対策委員会コーディネーターを対象にした研修の実施 ○ 年度当初に新転任教員を対象にした、いじめ防止の理解をはかるオンデマンド研修の実施 ○ スクールロイヤー*によるいじめ予防研修の実施
○ いじめの未然防止・早期発見や発生時の迅速な対応をはかるため、児童・生徒の学校生活上の継続的な状況把握や家庭との連携をはかります。 (教育指導課)	○ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日*」の取組の実施 ○ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)*」の実施 ○ 児童・生徒が相談できる大人に関する調査の実施 ○ 長期休業日前、長期休業終了前の児童・生徒の状況把握調査の実施 ○ いじめ対応のポイントや本市の取組を整理した保護者啓発資料「いじめ対応のポイントと本市の取組」の周知及び学校が講じるいじめ防止等の取組への協力

5 感性や創造性を育む活動の充実

●現状と課題●

- 児童・生徒の探究的な学習*の促進をはかるため、調べ学習への取組をすすめています。
- 学校図書館の更なる活用に向け、司書教諭、学校司書*の資質・能力の向上のための研修を実施しています。
- 各教科等の全体計画、年間指導計画に地域の特色を活かした体験活動を取り入れ、計画的に実践しています。
- 学習協力者などボランティアの活用をはかり、体験活動の機会を拡充することを通して、子どもたちの問題発見や問題解決能力を伸ばさせるための総合的な学習の時間の充実をはかっています。
- 市図書館との連携、市及び学校の図書館システムの活用をすすめ、児童・生徒の読書活動を推進しています。
- 全市立小・中・義務教育学校における探究的な学習活動について、現状を踏まえるとともに、今後のあり方を検討する必要があります。学園都市の強みを活かしたSTEAM教育*についても導入を検討していきます。
- 社会体験活動や自然体験活動などを通じ、児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることが重要です。

【学校司書の配置状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校司書数（人）	27	27	27	27	27

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 探究的な学習の促進のため、児童・生徒に向けた取組を推進します。 (教育指導課)	○ 習得・活用・探究のサイクルを意識した総合的な学習の時間の充実 ○ 総合的な学習の時間の中で、地域に応じた学習の取組 ○ 調べる学習コンクール*の実施 ○ 学校図書館サポートセンター*による調べ学習ガイド提供 ○ 学校司書による資料提供支援
○ 学校図書館の活用に向け、司書教諭、学校司書の資質向上をはかります。 (教育指導課)	○ 司書教諭研修会の実施 ○ 学校司書研修会の実施
○ 各教科等の全体計画、年間指導計画に地域の特色を活かした体験活動を取り入れ、計画的に実践します。 (教育指導課)	○ 校外学習の実施 ○ 社会科見学や職場体験等の実施
○ 学習協力者などボランティアの活用をはかり、体験活動の機会を拡充することを通し、子どもたちの問題発見や問題解決能力を伸長させるための総合的な学習の時間の充実をはかります (教育指導課)	○ 地域ボランティアや学校行事への参加 ○ 学校運営協議会との連携
○ 市図書館との連携を継続し、児童・生徒の読書環境の整備を推進します。 (教育指導課)	○ 市図書館による学校貸し出し図書の活用 ○ 児童・生徒用の電子書籍アカウントの配布
○ 全市立小・中・義務教育学校における探究的な学習活動について、現状を踏まえた今後のあり方を検討するとともに、学園都市の強みを活かしたSTEAM教育についても導入を検討します。 (教育指導課)	○ 東京工科大学や東京工業高等専門学校等と連携した探究的な学習の実施
○ 社会体験活動や自然体験活動などの児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実させ、それらの機会を通じて、児童・生徒一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して何かを成し遂げる力を育む取組を推進します。 (教育指導課)	○ 宿泊日数や宿泊場所など集団宿泊的行事のあり方の検討 ○ 児童・生徒の発達段階を踏まえた、義務教育9年間を見通した体験活動の系統的な実施
○ 児童・生徒が創作・表現活動に意欲的に取り組む姿勢を育むために、発表の場として作品展を実施します。 (学務課)	○ 市立小・中・義務教育学校合同作品展「おおり展」の開催

6 食育の推進

●現状と課題●

- 令和5年度（2023年度）に行った「全国学力・学習状況調査」によると、約8割の子どもが毎日朝食を食べているものの、小学生では約9%、中学生では約12%の子どもが毎日食べていない状況です。
- 社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における調理体験、望ましい食習慣の実践などが十分とは言えない状況です。学校で楽しく学べる機会を増やし、その学びを家庭でも共有する手立てが必要です。
- 栄養の偏りや食習慣の乱れがある傾向の子どもが見られることから、栄養バランスの取れた給食の提供と給食を活用した食育を推進し、自らの健康を考え、食品を選択する力を育む必要があります。
- 伝統的な食文化が十分に継承されずにその特色が失われつつある中で、和食や本市の歴史文化、食事の作法等、次世代に伝えつなげる食育の推進が必要です。
- ライフスタイル等の変化により、普段の食生活を通じて農林水産業等を意識する機会が減少している状況です。地場産物の使用を引き続き促進するとともに、地域の生産者とのふれあいや農業体験などを通して、感謝の心や郷土愛を育むことが求められています。
- 世帯構造や社会環境が変化し、貧困の状況にある子どもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況です。学校や地域、関係団体、給食センターなどが連携して食支援をしていく必要があります。
- 食品ロス削減や食の循環などSDGsについて普及啓発を行っているが、児童・生徒の行動変容までには至っていない状況です。食品ロス削減の必要性を認識し、環境に配慮した食品を選ぶなど、自ら主体的に行動することにつながる食育が求められています。
- 全市立小・中・義務教育学校で、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に沿った食育に取り組んでいます。校内体制・指導体制を確立した食育の推進が求められています。

施策の方向	主な取組
○ 小・中・義務教育学校9年間で「自分で弁当を作ることができる子ども」の育成を目指し、教育活動全体を通して食育を展開します。 (学校給食課・教育指導課)	○ 発達段階に応じて「身に付けたい力」を明確にした食育の実施 ○ 各学校における指導の充実のため、食育リーダー*研修を実施
○ 給食を通じて、地域や日本の伝統的な食文化や食事の作法等への理解や継承につながる取組を推進します。 (学校給食課・教育指導課)	○ 日本遺産を活用した本市の歴史文化を伝える給食の提供 ○ 100年フード「桑都・八王子のふるさと料理」の普及等郷土愛の醸成につながる取組の実施 ○ 日本の食文化について学ぶ取組の実施
○ 一人ひとりがSDGsを意識し行動することが、持続可能な社会の実現につながることに気付けるような食育を展開します。 (学校給食課・教育指導課)	○ 食を大切にする意識を高める取組「もったいない大作戦」の実施 ○ 「環境と食」をテーマとしたSDGsへの理解を深める取組の実施
○ 給食で地場産物を活用し、地域の自然・文化・産業等に関する理解を深めるとともに、食への感謝の心や郷土愛を育みます。 (学校給食課)	○ 地場産物を活用した給食の実施 ○ 生産者の想いや努力を伝える取組の実施 ○ 市内の産業について学び、体験する機会の創出
○ 幼児期から食に関心を持ち、基本的な食習慣を身に付けるため、保・幼・小・中が連携をはかりながら、15年間にわたる切れ目のない食育を推進します。 (学校給食課・教育指導課)	○ 「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発 ○ 毎日の食を通して、基本的な食習慣やマナーを身に付ける食育の実施
○ 楽しみながら食について学べるイベントや講座を充実させ、子どもはもちろん、家庭や地域へも食の大切さを伝えます。 (学校給食課)	○ 家庭・地域への食育の啓発 ○ 給食センターを「食の拠点」とした食育の実施 ○ 市内の生産者や地域と連携した食育イベントや親子料理教室などの調理体験活動の実施
○ 子どもを取り巻く環境が貧困・不登校の増加など複雑化している中で、子どもを「食」で応援する取組を推進します。 (学校給食課)	○ 給食センターにおける不登校児童・生徒支援事業の実施 ○ 給食センターを活用した「夏休み元気応援ランチ」の開催 ○ 夏期休業中における学童保育所等への昼食提供の実施

7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進

●現状と課題●

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、全市立小・中・義務教育学校で実施したオリンピック・パラリンピック教育を「学校 2020 レガシー*」として教育課程に位置付け、オリンピック・パラリンピック教育の集大成として継続してすすめています。
- 全市立小・中・義務教育学校で、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から「体力向上推進計画」を策定し、各学校において具体的な改善目標を設定し、実態に応じた取組を実施することで、体力の向上をはかっています。
- 本市の児童・生徒の体力の状況は、小学校段階では男女ともに体力合計点で都平均を下回っているものの、中学校段階では男女ともに上回っており、小学生の体力の定着に課題があります。
- 体育主任研修などにおいて、体力向上に良い取組について情報を共有するなど、教員の授業力の向上をはかる取組を推進する必要があります。
- 児童・生徒の運動に対する関心や意識を高めるために、自らすすんで運動しようとする態度の育成をはかる必要があります。
- 家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげることが重要です。
- 生活習慣病予備軍の低年齢化、食生活の乱れ、性情報の氾濫、薬物乱用など、子どもたちを取り巻く健康問題が常に変化している状況を踏まえ、健康教育の充実をはかります。

【体育の授業のほかにも運動をしている児童・生徒の割合】

単位（％）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学4年生	84.8	84.8	87.9	—	—
小学5年生	—	—	—	84.5	85.5
中学1年生	79.3	74.3	82.0	77.5	80.2

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 全市立小・中・義務教育学校で実施したオリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として継続して実施し、児童・生徒が自ら運動に親しむ態度を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 学校ごとの特色あるオリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として継続して実施
○ 体育・保健体育科の授業改善に資する研修会を充実させ、教員の意識や授業力向上をはかります。 (教育指導課)	○ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析並びに課題改善のための取組の実施 ○ 体育主任研修の開催 ○ 体育・保健体育科における「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善
○ 家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげます。 (教育指導課)	○ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等の保護者への周知
○ 学校における健康教育において、生涯のうち国民の二人に一人がかかると推測されるがんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、がん教育を推進します。 (教育指導課)	○ 中学校第2学年における保健体育科や特別活動等において外部講師を招へいたがん教育の実施 ○ 小学校におけるがん経験者から命の大切さについて学ぶ取組の実施
○ 薬物乱用防止教室*や性教育など、子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するための健康教育を推進します。 (教育指導課)	○ 薬物乱用防止教室の実施 ○ 東京都の教材「性教育の手引」や文部科学省の「「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き」に基づいた、性に関する指導の実施

8 特別支援教育の充実

●現状と課題●

- 特別支援教室*で指導を受ける児童・生徒数は、特別支援教室開設時と比べ、小学校で約 2.7 倍、中学校で約 2.1 倍となっており、通常の学級においても特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加している状況です。今後は指導対象となる児童・生徒の増加に伴い巡回拠点校の増設の検討を行うとともに、令和 6 年度(2024 年度)より、就学・転学希望者が増加している特別支援学級についても、地域の設置校数や在籍児童・生徒数に応じてバランスよく設置していくための増設による再編を行い、指導環境と支援体制の充実をすすめています。
- 総合教育相談では、就学相談も含め、近年相談件数が増加しています。発達障害、不登校、いじめ等の様々な課題については、子ども本人や保護者、学校からの相談に適切に対応ができるよう、心理相談員をはじめ複数の専門家の多面的かつ包括的な相談体制により充実をはかりました。
- 各学校における校内委員会の週1回の実施が定着し、児童・生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導・支援をすすめています。
- 平成 29 年度(2017 年度)から、障害の有無を問わず誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、子どもの成長や発達に関する資料を1つのファイルに保存し、必要に応じて保護者や本人が、支援機関等へ提供することで、一人ひとりの特性に応じた切れ目ない支援を行う「はちおうじっ子マイファイル*」を開始しました。今後はその普及・啓発をはかりながら、全市立小・中・義務教育学校で作成するサポートファイルの活用もすすめていきます。
- 共生社会の実現を目指し、特別支援教育*の理解が保護者や市民に広がるよう、副籍事業や校内交流、地域講座等の機会を通じて啓発活動に取り組んでいます。
- 障害の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組をすすめることが必要です。
- 学校サポーター*をはじめとする支援者の適切な活用と、支援力向上のための育成プログラムにより、特別な支援が必要な児童・生徒へのサポートの充実をはかっていますが、合理的な配慮や医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加しており、今後も障害特性や状況に応じた支援の更なる充実が求められています。
- 相談内容の多様化・複雑化・困難化の傾向が顕著であることから、これまで以上に、相談員の対応力の向上とともに、教育・医療・福祉・保健の各領域の関係機関相互の連携体制を強化することが求められています。
- 今後も特別支援学級・特別支援教室を希望する児童・生徒数の増加が見込まれるため、担当する教員に限らず、全ての教員について特別支援教育の指導力の向上と理解を深めることが求められます。
- 都立特別支援学校と連携・協力し、交流及び共同学習の推進や全市立小・中・義務教育学校の教員における専門性の向上、地域ネットワークの構築に取り組んでおり、更なる推進が求められます。

施策の方向	主な取組
○ 特別な支援を必要とする児童・生徒が個に応じた指導支援が受けられる学校環境の整備をすすめます。 (教育指導課)	○ 地域のバランスに配慮した特別支援学級の増設 ○ 巡回指導対象の児童・生徒の増加に伴う拠点校の増設検討
○ 特別支援教育に関する多様な教育ニーズに応じた指導力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 教員のニーズに応じた特別支援教育研修の開催
○ 学校生活の困難さや障害特性に寄り添った支援力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 学校サポーターを活用した支援体制の充実 ○ 研修や育成講座を通じた一人ひとりの支援者の支援力の向上
○ 特別支援教育における社会の動向や学校・地域のニーズを捉え、児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実をはかり、インクルーシブな教育体制*を推進します。 (教育指導課)	○ 八王子市第六次特別支援教育推進計画(仮)の策定
○ 都立特別支援学校と連携・協力し、全市立小・中・義務教育学校の指導力の向上や支援の充実をはかるとともに、切れ目のない支援体制構築のためのネットワーク構築を推進します。 (教育指導課)	○ 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした全市立小・中・義務教育学校の特別支援教育に関する専門的な指導力の向上と支援体制の充実 ○ 切れ目のない支援体制に向けた特別支援教育のためのネットワークの構築

【特別支援学級在籍児童・生徒数等の推移】

【小学校】

各年度5月1日現在

年度	在籍者数（人）						設置学校数（校）						学級数（学級）					
	固定		通級			特別支援教室	固定		通級			特別支援教室	固定		通級			
	知的	病弱	情緒	難聴	言語		知的	病弱	情緒	難聴	言語		知的	病弱	情緒	難聴	言語	
元	446	—	—	10	179	1,121	23	—	—	2	4	18	66	—	—	2	10	
2	481	—	—	7	176	1,201	23	—	—	1	4	18	72	—	—	1	10	
3	508	—	—	6	164	1,366	23	—	—	1	4	22	72	—	—	1	10	
4	535	—	—	5	165	1,459	23	—	—	1	4	25	77	—	—	1	11	
5	588	—	—	6	161	1,445	24	—	—	1	4	25	88	—	—	1	11	

【中学校】

各年度5月1日現在

年度	在籍者数（人）					設置学校数（校）					学級数（学級）			
	固定		通級		特別支援教室	固定		通級		特別支援教室	固定		通級	
	知的	病弱	情緒	難聴		知的	病弱	情緒	難聴		知的	病弱	情緒	難聴
元	258	—	—	13	258	15	—	—	1	8	38	—	—	1
2	280	—	—	17	300	16	—	—	1	8	40	—	—	1
3	295	—	—	15	439	16	—	—	1	8	43	—	—	1
4	318	—	—	10	497	16	—	—	1	8	47	—	—	1
5	352	—	—	13	522	16	—	—	1	10	51	—	—	1

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

9 不登校児童・生徒への支援の充実

●現状と課題●

- 教員経験者、心理士及びスクールソーシャルワーカー*で構成する登校支援チーム*では、全市立小・中・義務教育学校を対象とした「個票システム*」を活用し、各学校を定期訪問する中で、不登校傾向の児童・生徒の状況の把握と学校による支援の糸口や方向性を学校とともに検討し、初期段階からの校内対応を支援しています。
- 学びの多様化学校である高尾山学園*を不登校対策の拠点として位置付け、登校支援チームを高尾山学園内に配置し、学園との連携を深め不登校児童・生徒の支援に当たっています。また、高尾山学園に蓄積された不登校対応のノウハウを、全市立小・中・義務教育学校の教員を対象に実施する「不登校対応力向上研修」の中で学ぶ事で「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」につなげています。
- 高尾山学園を設置した平成16年度（2004年度）以降、減少傾向を示していた本市の不登校児童・生徒数は、平成25年度（2013年度）を境に増加に転じました。これは全国的にも同様の状態にあり、文部科学省の「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国で34万人を超える子どもたちが不登校状態にある状況です。
- 学校だけでは対応が困難な児童・生徒について、それぞれが抱える課題について、スクールソーシャルワーカーと登校支援コーディネーター*が連携してアセスメントを行い、学校による支援の糸口や方向性を総合的に検討し、スクールロイヤーやスクールカウンセラー、医療機関と連携することで初期段階からの校内支援の充実をはかることが求められています。
- 不登校状態のまま義務教育を修了した生徒が、卒業後も継続して必要な支援を受けられるように、在学中から学校内外で専門的な相談・指導を受けていない人数を0人にするための体制を構築することが求められています。

施策の方向	主な取組
○ 全市立小・中・義務教育学校において、不登校児童・生徒個々の支援ニーズの早期対応と組織的対応を行います。 (教育指導課)	○ 個票システムの活用 ○ 登校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの連携強化 ○ 学校による居場所づくりの充実
○ 全市立小・中・義務教育学校において、「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」に向けた情報を発信します。 (教育指導課)	○ 全市立小・中・義務教育学校を対象とした「不登校対応力向上研修」を高尾山学園で実施
○ 様々な支援ニーズを持つ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。 (教育指導課)	○ 学校給食センターとの連携 ○ 市図書館との連携 ○ 子ども・若者育成支援センター(はちビバ)との連携
○ 不登校児童・生徒に対して、社会的自立を目指した支援を行います。 (教育指導課)	○ 不登校生徒を対象とした職場体験の実施 ○ 不登校をテーマとした保護者サロンの実施
○ スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、専門性の向上と対応力の強化をはかります。 (教育指導課)	○ 教育・心理・福祉・医療・法律の専門家によるスクールソーシャルワーカーの実践力の向上を目的とした指導・助言の実施

【小・中・義務教育学校の不登校児童・生徒数の推移】

単位(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	325	415	487	689	757
中学生	709	732	1,002	1,143	1,151
計	1,034	1,147	1,489	1,832	1,908

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【不登校児童・生徒のうち、スクールソーシャルワーカーによる継続支援を受けている児童・生徒の割合】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校児童・生徒数(人)	1,034	1,147	1,489	1,832	1,908
継続支援児童・生徒数(人)	143	321	414	458	482
割合(%)	13.8	28.0	27.8	25.0	25.3

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援

●現状と課題●

- 来日して間もない帰国・外国人児童・生徒が、学校における日常生活や学習活動を円滑に送れるよう、母語などを理解できる外国籍等児童・生徒就学時支援者を、小学生は50時間、中学生は70時間派遣しています。
- 多言語対応双方向通訳デバイス（翻訳機）を活用し、児童・生徒及び保護者と学校とのコミュニケーションの円滑化をはかっています。
- 通常の教科について学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上をはかるため、由井第一小学校、南大沢小学校及び打越中学校に日本語学級を設置し、日本語の習得を目的とする授業を行っています。
- 対応言語の多様化により、家庭とのやり取りの際に言葉が通じないことで支障をきたしているケースが多くなっている状況です。
- 支援対象児童・生徒の増加により多言語化しているため、外国籍等児童・生徒就学時支援者、教員、市教育委員会事務局、関係機関で連携し、支援内容の共有及び充実をはかることが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 就学時に支援を必要とする帰国・外国人児童・生徒に対し、日本の学校生活に慣れるまで母語などによる支援の充実をはかります。 (学務課)	○ 外国籍児童・生徒就学時支援者の派遣の実施
○ 学校・家庭と連携をはかりながら、帰国・外国人児童・生徒への支援を推進します。 (学務課)	○ 多言語対応双方向通訳デバイスの活用 ○ 日本語学級における指導の実施（由井第一小学校、南大沢小学校、打越中学校）
○ 支援内容などの情報交換を行うことで、支援の充実をはかります。 (学務課)	○ 外国籍等児童・生徒就学時支援連絡協議会の開催
○ 就学時における案内などについて、多言語化されている情報の充実をはかります。 (学務課)	○ 各種通知書の多言語対応化の実施

11 教育の機会均等の確保

●現状と課題●

- 経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの援助を行っています。
- 成績良好で学習意欲があり、かつ経済的理由により高等学校などへの修学が困難な生徒に奨学金を支給しています。
- 生活保護基準や社会情勢の状況を踏まえて、就学援助制度*を適切に実施することが重要です。
- 育英基金を効果的に活用することで、奨学金制度を適切に運用することが求められています。
- 制度を必要としている保護者と生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度について周知を徹底することが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 就学援助制度を適切に実施していきます。 (学務課)	○ 生活保護基準や社会情勢の状況を踏まえて、就学援助費を支給
○ 奨学金制度を適切に実施していきます。 (学務課)	○ 奨学審議会の意見を反映した奨学金の支給
○ 制度を必要としている保護者と児童・生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度について周知の徹底をはかります。 (学務課)	○ 全対象者への進学時及び就学時に制度案内及び申請書の配布、市広報・市ホームページなどでの周知

12 保・幼・小連携の推進

●現状と課題●

- 「保・幼・小連携の日」の内容の充実をはかるとともに、保育園・幼稚園・小学校などが連携した取組の推進をはかっています。
- スタートカリキュラム（八王子モデル）の活用について、教育研究所設置委員会の1つである保・幼・小教育推進委員会にて検討し、活用についての動画を作成しています。
- 全市立小・義務教育学校において、スタートカリキュラム（八王子モデル）を年間指導計画に位置付けて取り組んでいます。
- 幼児教育と小学校教育との接続として、子どもや教員の交流をすすめています。教育課程の接続については、十分ではない状況です。
- 本市における幼児教育のあり方や幼児教育・保育センターとの連携について、市長部局と検討するとともに、幼児教育・保育センターと協力していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 幼児教育の遊びと小学校教育の学びを接続するスタートカリキュラムを改定し、幼児期から児童期への接続が円滑に移行できるようにします。 (教育指導課)	○ 保・幼・小教育推進委員会で、「スタートカリキュラム」(改定版)を作成
○ 全市立小・中・義務教育学校で保・幼・小連携に関する活用動画を視聴する等、「保・幼・小連携の日」の更なる充実をはかります。 (教育指導課)	○ 保・幼・小教育推進委員会で、「保・幼・小連携の日」の活動事例や協議会事例を集約し、全市立小・中・義務教育学校の教員が参加する教育研究所設置委員会発表会及び各小中一貫教育グループにおいて情報共有
○ 子ども家庭部と連携し、就学支援シート(すくてくシート)*の効果的な活用を推進します。 (教育指導課)	○ 全市立小・中・義務教育学校の教員を対象に、夏季教員研修として、「すくてくシート研修会」を実施し、幼児期から義務教育9年間への円滑な接続について学ぶ機会を設定

13 主体的に社会に参画する力を育成する教育の推進

●現状と課題●

- 将来の予測が困難な時代において、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、自らが「持続可能な社会の創り手」となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。
- 「キャリア・パスポート*」等を活用し、一人ひとりの児童・生徒の学びや変容を学校、家庭と共有し、自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進することが重要です。
- 学習指導要領*の趣旨を踏まえ、学校のキャリア教育を全体指導計画及び教科等の年間指導計画へ位置付け、小・中・義務教育学校9年間を見通した体系的・系統的なキャリア教育を推進する必要があります。
- 外部機関との連携を強化し、職業講話や職場体験活動等を通して社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営むうえで必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献する意欲や態度を育成することが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 小・中・義務教育学校9年間を見通したキャリア教育の取組を充実させるため、キャリア教育を全体指導計画及び教科等の年間指導計画へ確実に位置付けます。 (教育指導課)	○ キャリア教育の全体指導計画の作成及び教科等の年間指導計画への位置付け及び実施
○ 子どもたちの主体的に学びに向かう力や自己実現につながるための取組を推進します。 (教育指導課)	○ 児童・生徒自身の変容が自己評価できるようにするためのはちおうじっ子「キャリア・パスポート」の活用
○ 児童・生徒が主権者として、社会の一員として役割を果たし、自己実現を図る教育を実施します。 (教育指導課)	○ 各教科、特別活動や総合的な学習の時間等における主権者教育に関わる内容の学習を通して、児童・生徒の主権者としての意識を涵養につながる取組を充実。
○ 外部機関との連携を強化し、職業講話及び職場体験活動を通して系統的なキャリア教育の充実をはかります。(教育指導課)	○ 外部機関と連携した職業講話・職場体験の実施

14 グローバルに活躍できる多様な力を育成する教育の推進

●現状と課題●

- 国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針として、「将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。」と示しています。
- グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らにかかわる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要があります。
- グローバル競争が激化する中、世界の中で我が国が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材を育成していくことが求められています。
- 若年段階からの国際的な交流活動や外国語教育の充実、国際理解教育の推進など、日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められています。
- AI（人工知能）の発展により、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、ICTを主体的に使いこなす力のほか、あらゆる情報の中から必要な情報を取捨選択し、活用する能力を育成することが必要です。
- 大規模な自然災害が多発する中、危機回避能力や防災・減災に対する知識を持ち、社会の安全のために貢献できる資質・能力・態度を養うことが必要です。
- 環境問題や貧困格差の問題などを踏まえ、これからの社会の持続的な成長や発展のために貢献できるよう、課題解決能力の育成が求められています。
- 「ふるさと八王子」の魅力を世界に発信できるよう、八王子の伝統・文化などに理解を深める教育が必要です。

施策の方向	主な取組
○ 子どもたちの豊かな国際感覚を育み、外国語でのコミュニケーション能力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 全市立小・中・義務教育学校へのA L Tの派遣事業の実施 ○ 小・中・義務教育学校への留学生派遣事業の拡充 ○ 中学校第3学年及び義務教育学校第9学年を対象としたスピーキング学習教材の導入・活用
○ 全市立小・中・義務教育学校の教員を対象とした英会話研修など、本市独自の研修を更に充実します。 (教育指導課)	○ A L Tと連携した外国語活動・外国語科の指導法に関する研修の実施 ○ 初任者教員を主な対象としたオールイングリッシュによる外国語教育研修の実施
○ 情報教育を推進するため、G I G Aスクール研究推進校を設置し、研究を推進するとともに、大学等と連携した情報教育の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 全市立小・中・義務教育学校の情報教育主任を対象とした研修を年4回実施 ○ G I G Aスクール研究推進校を指定し、教科等における効果的なI C Tの活用を研究・発表 ○ 情報教育推進委員会による小中一貫教育の観点からの児童・生徒のI C Tや生成A Iの活用等に関する情報教育の研究の実施と発表 ○ 児童・生徒を対象とした大学や企業等と連携したプログラミング講座（教室）の実施
○ 地域と連携した防災訓練などを実施し、子どもたちの危機回避能力や社会のために貢献できる資質・能力・態度を育成します。 (教育指導課)	○ 小中一貫教育グループ校と地域・保護者が合同で行う防災訓練の推進
○ 安全教育や情報モラルに関する指導を充実します。 (教育指導課)	○ セーフティ教室の実施 ○ S N Sによるネットトラブルや掲示板等による犯罪加担の未然防止及び適正なインターネット利用の推進をはかる学習機会の設定
○ 八王子の日本遺産、伝統・文化を活用し、郷土に対する誇りと愛情を深める、郷土学習の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 地域資源や地域人材を活用した、郷土学習の実施 ○ 日本遺産をはじめとする、八王子の伝統・文化に関する教材の拡充

15 持続可能な部活動の推進

●現状と課題●

- 本市の部活動改革として、学校部活動の再編と地域団体と連携した活動の拡充を一体的にすすめ、子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境整備が必要です。
- 教員の働き方改革として、教員が教員にしかできない仕事に専念できるようにするためにも、国の示す部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間において、本市の部活動改革をすすめています。
- 生徒の興味・関心に応じた部活動を設置するとともに、専門的な知識を有する部活動指導員*や部活動指導補助員(コーチ)*の配置、また、複数の小規模校等の連携・交流による広域部活動*を実施し、部活動指導の質の向上や、教員の働き方改革の推進をはかっています。
- 部活動指導員や、部活動指導補助員(コーチ)が配置された学校の実施状況から課題などを検証し、配置の見直しや配置の拡充に向けた検討が必要です。
- 中学校体育連盟主催の大会だけでなく、文化部や中学校体育連盟に加盟していない運動部についてもコンクールや大会に参加できるよう生徒派遣費補助対象とすることで、部活動参加への負担軽減を実施しています。

【中学生の部活動参加率】

単位 (%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加率	83.4	82.6	84.5	83.7	80.9

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【部活動指導員及び部活動指導補助員の配置状況】

単位 (人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
部活動指導員	9	12	12	12	13
部活動指導補助員	182	166	180	201	200

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 令和6年度(2024年度)に策定する「八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン2/22開催の教育定例会に報告される名称にしてください」に基づき、部活動の地域連携・地域移行を推進します。 (教育指導課・生涯学習政策課・スポーツ振興課)	○ 「八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン2/22開催の教育定例会に報告される名称にしてください」に基づく合理的かつ効率的・効果的な部活動の実施 ○ 4つのカテゴリーの部活動や特色ある部活動の設置、広域部活動の実施による学校部活動の再編 ○ 地域の指導者・ボランティアの協力による部活動指導の充実 ○ 子どもたちが、これまで以上に、地域団体の活動に参加できる仕組みの構築と拡充
○ 学校部活動と地域活動を連携させ、部活動人材の適正な配置をすすめます。 (学務課)	○ 複数校の連携・交流による広域部活動に対し、部活動指導員及び部活動指導補助員(コーチ)の適正な配置
○ 部活動生徒派遣費の交付により保護者の負担軽減を行い、部活動の充実をはかります。 (学務課)	○ 運動部の対外試合、文化的活動の各種コンクール等への参加費、交通費の補助
○ 部活動指導員や部活動指導補助員(コーチ)の配置、教員の兼職兼業を通して部活動の質の向上と教員の働き方改革を推進します。 (教育指導課・学務課・教職員課)	○ 部活動指導補助員(コーチ)及び部活動指導員の配置拡充 ○ 高い指導力を有する教員が、校務外で部活動指導に従事するための兼職兼業制度の運用改善
○ 部活動の運営が困難な小規模校をはじめとするニーズが一致した複数の学校の連携・交流による広域部活動を実施します。 (教育指導課)	○ 拠点校方式や合同部活動方式による広域部活動の実施

16 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進

●現状と課題●

- 全市立小・中・義務教育学校が地域運営学校*として学校運営を行い、地域学校協働本部*と連携して子育てをすすめています。
- 学校運営協議会が企画した特色ある取組や、学校運営をサポートする地域住民等によるボランティア活動を支援し、学校運営協議会の活性化及び学校運営の充実をはかっています。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校は、地域との連携や協働を一層すすめていく必要があります。
- 地域で子どもたちの成長を支えるうえで、小中一貫教育グループ内の学校運営協議会相互の連携が重要であるという認識が高まっています。
- 地域によって学校運営協議会の活動に差があり、地域学校協働活動*との連携が十分ではない地域もあります。
- 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進をはかるためには、双方の役割に対する理解度を高め、地域ごとにその実情に合わせた活動方法を検討し、実行することが重要です。
- 地域運営学校による質の高い学校運営を実現するため、学校運営協議会の活動に役立つ研修の実施や先行事例の情報提供などの支援が重要です。
- 地域学校協働活動を一層充実させていくため、各学校に配置されている地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）*の更なる質の向上やフォロー体制づくりが重要です。
- 地域全体で子どもたちの成長や学びを支え、地域の将来を担う子どもを育成するとともに、子どもたちへの支援をきっかけにつなげた地域の大人が、多様な活動や交流に学校を活用できるよう、学校施設を拠点とした地域学校協働活動の場づくりが必要です。

施策の方向	主な取組
○ 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進をはかるための支援を行います。 (地域教育推進課)	○ 学校運営協議会委員と地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）の合同研修の実施 ○ 学校運営協議会の傍聴、助言指導 ○ 学校運営協議会委員・教職員等学校関係者への情報提供や研修の実施
○ 小中一貫教育グループ内の学校運営協議会相互の連携強化に向けた支援を行います。 (地域教育推進課)	○ 学校運営協議会委員・教職員等学校関係者への情報提供や研修の実施
○ 担い手の確保に向けた支援を行います。 (地域教育推進課)	○ 学校活動支援ボランティア制度*の周知・活用 ○ 地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）の育成
○ 子どもたちや地域住民による多様な地域学校協働活動の場として、学校施設の活用をすすめます。 (地域教育推進課)	○ 学校施設の管理主体の明確化 ○ 学校施設を活用した社会教育活動等に関する学校の意識醸成

【学校と地域が連携して行う活動の取組数】

単位（回）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	45,487	26,901	31,765	32,201	34,837
中学校	6,606	4,930	5,414	6,575	5,934
義務教育学校	—	731	970	885	883
計	52,093	32,562	38,149	39,661	41,654

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【学校支援ボランティア人材バンクの登録者数】

単位（人）

区分	令和4年度	令和5年度
教育委員会管理人材	208	245
学校管理人材	小学校	1,434
	中学校	435
	義務教育学校	45
計	2,122	2,269

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

17 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援

●現状と課題●

- 情報モラル教育*やセーフティ教室等、児童・生徒が問題行動を起こさない、犯罪に巻き込まれないようにするための指導を日常的に実施しています。
- いじめや不登校、体罰、事故など、日々様々な問題が発生しており、学校だけでなく、保護者や地域、関係機関と連携した児童・生徒が抱える課題への対応が必要です。
- 学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、トラブルの未然防止や教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、法や法的価値観に基づく紛争の解決や予防が求められています。
- 貧困や児童虐待など、家庭環境を背景とする複雑な問題に対しては、学校だけでは実態を把握しづらく、解決できない状況にあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人的資源を拡充・補強し、学校心理士スーパーバイザーやスクールロイヤーなどと連携して対処する必要があります。
- 異なった視点を有する専門家なども含めた「チーム学校」として、組織的にケース対応し、事態の解明や改善などを目的とした、第三者的視点を導入するような態勢の強化が必要です。
- 子どもたちが家庭から離れ、その大部分を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを認識し「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）*」との連携をより一層強化することで、問題の早期発見・早期対応に努めることが重要です。

施策の方向	主な取組
○ 子どもの貧困問題など、福祉的支援を必要とする児童・生徒について早期に把握し、学校における支援の糸口をともに検討するなど、学校支援体制を充実します。 (教育指導課)	○ スクールソーシャルワーカーによる、よりきめ細やかな定期巡回相談の実施
○ SNSを起因とするトラブル等を未然に防止するための取組を充実させていきます。 (教育指導課)	○ 警察と連携したセーフティ教室を実施 ○ SNS運営会社と連携したメディアリテラシー教育の実施 ○ 保護者への積極的・継続的な啓発活動の実施
○ 「チーム学校」の機能を十分に発揮できるよう、外部機関や専門家と連携をはかりながら、学校への支援を充実させていきます。 (教育指導課)	○ 学校が抱える問題解決に向けたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携強化 ○ スクールロイヤーとスクールソーシャルワーカーとの定期的な意見交換会の実施
○ 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と連携し、児童虐待などの早期発見・早期対応に努めます。 (教育指導課)	○ 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と連携した小中一貫教育グループごとの情報交換会の実施

【スクールソーシャルワーカーの配置状況】

単位(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールソーシャルワーカー	7	10	12	12	15

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【スクールソーシャルワーカー活用事業の実施状況】

単位(回)

区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問回数	学校	1,365	1,652	1,892	2,561	2,786
	家庭	951	1,331	1,641	1,475	1,778
	関係機関	252	367	387	545	626
	その他	38	12	4	17	168
計		2,606	3,362	3,924	4,598	5,358

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

18 子どもの安全・安心の確保

●現状と課題●

- 全市立小学校の通学路への防犯カメラの設置が完了しています。
- 大地震や大雨による災害発生時には、全市立小・中・義務教育学校が地域の避難所となることから、日頃から学校を拠点に地域住民と連携し、地域全体で防災力強化に取り組むことが重要です。
- 学校安全体制の整備を推進するには、地域や学校安全ボランティア*などによる見守り活動等への支援や、道路管理者、警察などとの連携による通学路の安全対策の強化が必要です。
- 設置した防犯カメラの老朽化がすすんでおり、維持管理が課題です。
- 全市立小・中・義務教育学校で、教育課程において、安全教育の全体計画・安全教育年間指導計画を作成し、児童・生徒への安全指導の継続・向上に取り組むことが必要です。

【学校安全ボランティアの登録者数】

単位（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4,151	3,758	3,420	2,739	2,499
中学校	204	261	323	357	351
義務教育学校	—	3	3	1	12
計	4,355	4,022	3,746	3,097	2,862

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【スクールガード・リーダーの巡回指導回数等】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数（延べ）	597	632	562	523	502
人数	17	22	19	19	20

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 大規模災害発生時における児童・生徒の安全確保のため、教職員の防災意識や災害対応能力の向上をはかります。 (教育総務課)	○ 教職員の防災訓練の実施 ○ 学校避難訓練の実施
○ 災害発生時に学校が地域の防災拠点となることから地域住民との連携をはかります。 (教育総務課)	○ 地域と連携した災害対応体制の構築 ○ 防災教育の推進及び防災訓練の実施
○ 地域ぐるみでの見守り活動への支援や学校安全体制の整備を推進します。 (地域教育推進課)	○ 学校安全ボランティア活動への支援 ○ 新入学児童への防犯ブザーの配布 ○ スクールガード・リーダー*の全学校配置に向けた関係団体などへの働きかけ ○ スクールガード・リーダーによる巡回指導 ○ スクールガード養成講習会の開催
○ 通学路の安全確保に向けた対策を推進します。 (地域教育推進課)	○ 通学路防犯カメラの維持管理・運用 ○ 警察や道路管理者などとの連携による通学路合同点検の実施
○ 計画的な安全教育の実施により、児童・生徒が自分自身の判断で身を守り、危険を予知したり迅速に避難したりできるよう、危機回避能力の向上に努めます。 (教育指導課)	○ 生活安全や交通安全、災害安全を想定した、日常的・定期的な安全教育の実施
○ 犯罪被害防止に向けた教育を充実させ、児童・生徒が危険を予測し回避できる能力を育成します。 (教育指導課)	○ セーフティ教室や薬物乱用防止教室などを通した、薬物、飲酒、喫煙などについての児童・生徒の犯罪被害防止に向けた教育の実施 ○ 全市立小・中・義務教育学校において、安全教育の全体計画に基づいた生命（いのち）の安全教育の実施

19 家庭教育支援活動の推進

●現状と課題●

- 令和5年度(2023年度)文部科学省による「家庭教育についての保護者へのアンケート調査」において、約7割の保護者が「子育ての悩みや不安」を感じている状況にあり、また「子育てに対する地域の支え」が重要との回答が多い。本市においても、少子高齢化や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化など家庭環境が変化する中、子育て負担の増加、精神的・時間的に余裕のない家庭の増加、児童虐待等が懸念されます。
- 「地域全体で子どもと子育て家庭を支える」をコンセプトに、親近感がもてるよう家庭教育を「いえいく」と表現し「はちおうじっ子の未来を育む4つの合言葉」を入れた家庭教育啓発リーフレットを新入学の小学1年生とその保護者を主な対象として配布しています。
- 少子化や核家族化により、身近な人から子育てを学んだり助け合う機会が減少することで家庭での教育力の低下が懸念されます。家庭での自主性を尊重しつつ保護者に対する支援を充実させるため、家庭と学校、地域社会との連携・協力がより求められています。
- 就学前から子育てや家庭での教育に悩みを抱えている保護者に適切な支援が届くように、家庭教育の支援団体など、様々な主体と連携して家庭教育に関する情報や学習機会を提供するとともに、就学後も引き続き支援が継続できるよう、これまで以上に「切れ目のない」家庭教育の支援施策が求められています。
- 保護者同士や学校とのコミュニケーションが困難となり、孤立する保護者が増えていることから、保護者間や保護者と学校をつなぎ、家庭教育を支援する人材が求められています。

【生涯学習センター家庭教育関連講座の開催状況（クリエイトホール、南大沢、川口の合計）】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数（回）	35	14	28	27	24
延べ参加者数（人）	745	231	428	364	414

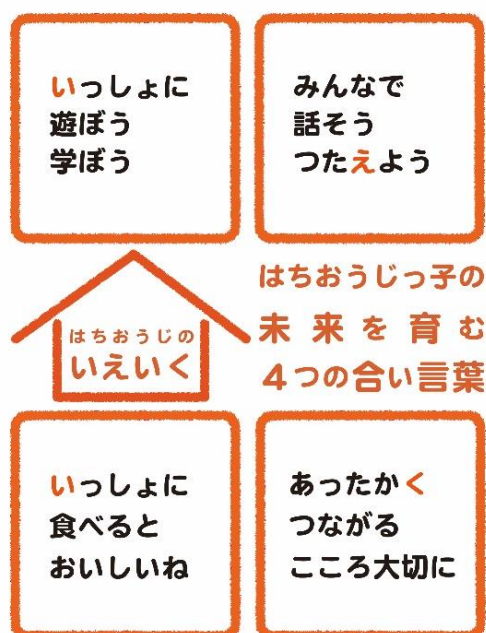
出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【パパママ支援ワークショップ（星とおひさまフィーカキャラバン）】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数（回）	6	4	6	12	16
延べ参加者数（人）	89	21	152	204	208

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 地域で子どもと子育て家庭を支えることができるよう、家庭教育の啓発をはかります。 (学習支援課)	○ P T Aや子育てや地域活動にかかわる団体と連携した家庭教育啓発リーフレット「いえいく」の活用
○ 子育てについて悩みや不安がある保護者向けに、保護者同士で情報交換や相談し合える機会を提供します。 (学習支援課)	○ 茶話会形式の家庭教育支援講座の開催
○ 地域で、より多くの保護者に向けた支援活動ができるよう、保護者同士や地域をつなぐ人材を育成します。 (学習支援課)	○ 保護者同士や地域をつなぎ、保護者の気軽な相談にも応じることができる人材の育成に向けた地域住民参加型のワークショップの開催



【はちおうじのいえいく*】

20 放課後の子どもの居場所づくり

●現状と課題●

- 「地域活動に参加しやすい環境づくり」の一環として「子どもたちが参加可能な地域活動」を一覧にして、スポーツ系 103 団体、文科系 73 団体（令和 7 年（2025 年）1 月現在）を市ホームページに公開しています。
- 令和 3 年（2021 年）10 月の組織改正により、学童保育事業を市教育委員会に移管しました。これにより学童保育所と放課後子ども教室の一体的運営のための体制が整い学校との連携も更に深まっています。
- 国においては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題として、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、待機児童対策の強化と、学童保育所及び放課後子ども教室の連携を推進するとしています。
- 令和 4 年（2022 年）4 月に学童保育所の待機児童ゼロを達成し、令和 6 年（2024 年）4 月まで継続しています。
- 学童保育所の新年度入所申請において令和 4 年度（2022 年度）から電子申請を導入し、保護者の負担軽減につなげました。
- 放課後子ども教室では、地域の実情に応じて実施していることから、教室ごとに地域の特色を活かしたプログラムを実施しており、体験・経験の貴重な場となっています。
- 本市では、学校施設などを積極的に活用し、保護者や地域住民などの運営により放課後子ども教室を実施してきました。令和 5 年度（2023 年度）には、64 か所（週 5 日実施：38 か所）となりました。
- 放課後子ども教室では、地域の担い手不足などの課題に対する一つの方策として、学童保育所の指定管理者に運営を委託する八王子版一体型モデルの導入などによる運営団体支援を行っています。
- 「地域活動に参加しやすい環境づくり」と「持続可能な部活動」のより一層の連携をはかり、中学生を中心とした児童・生徒の放課後及び休日における活動の選択肢を広げることが求められています。
- 学童保育所は、依然として待機児童発生リスクの高い地域があり、待機児童ゼロの継続が課題となっています。
- 放課後子ども教室は、地域人材の担い手不足や雨天時の活動場所の確保などが課題となっています。

施策の方向	主な取組
○ 児童・生徒の体験機会とその選択肢を広げます。 (生涯学習政策課)	○ 児童・生徒が参加できる地域活動の情報の充実 ○ 地域活動に参加するきっかけづくり
○ 学童保育所待機児童ゼロの継続と、より安全・安心な施設の整備をはかります。 (放課後児童支援課)	○ 新設や学校内移転など学童保育所の計画的な施設整備の継続
○ 入所事務等の事務手続きを見直し、利用者の利便性の向上をはかります。 (放課後児童支援課)	○ 電子申請等による学童保育所入所申請事務手続きの簡略化
○ 関係機関との連携を深め、学童保育所を利用する児童の安全・安心な保育の確保、保護者の子育て支援をすすめます。 (放課後児童支援課)	○ 夏季休業中の昼食提供の拡充
○ 安全・安心な子どもの居場所を確保するとともに、学校及び地域の方々に対し働きかけ、放課後子ども教室の実施日数の拡充をはかります。 (放課後児童支援課)	○ 放課後子ども教室週5日実施校の拡充 ○ 長期休業期間中の放課後子ども教室の実施校の拡充 ○ 朝の子ども教室*の実施校の拡充
○ 児童が多様な経験や活動を体験できるよう活動プログラムの充実をはかりながら、学童保育所・放課後子ども教室の連携した居場所づくりを推進します。 (放課後児童支援課)	○ 連携推進員の配置 ○ 出張体験講座などの実施

【学童保育所の入所状況】

単位（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児童数	6,279	6,273	6,066	6,354	6,331
待機児童数	145	154	82	0	0

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【放課後子ども教室の実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数（校）	66	66	66	64	64
延べ参加者数（人）	786,780	569,965	762,371	845,612	925,464

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

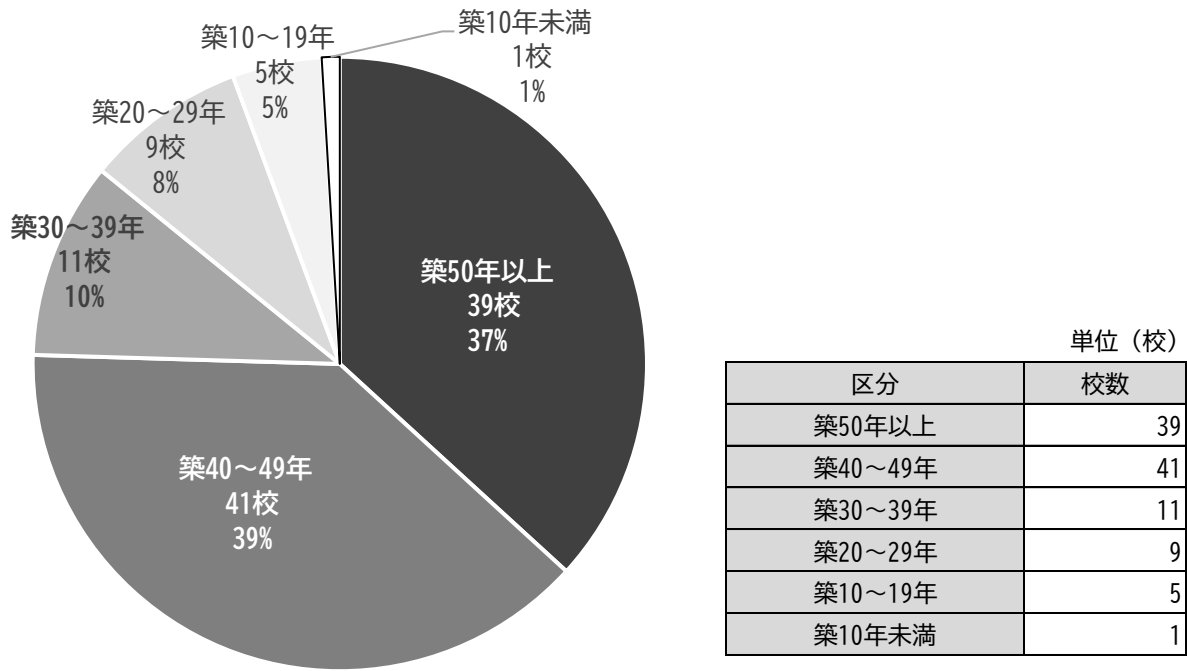
21 学校再編・学校施設の長寿命化等の推進

●現状と課題●

- 全市立小・中学校に通う児童数は昭和 57 年(1982 年)の 43,914 人、生徒数は昭和 61 年(1986 年)の 22,663 人をピークに令和 5 年度(2023 年度)では児童数、生徒数ともに 43%減少しています。
- 令和 4 年(2022 年)12 月に策定した、「市立小・中学校再編基本方針」に基づき、本市が推進する小中一貫教育の充実をはかり、校舎の老朽化具合や学校の規模を考慮した、子どもたちの学びを支える小・中学校の再編をすすめています。
- 第二小学校・第四中学校の老朽化に伴う改築事業については、両校を統合し、現第四中学校の敷地に新たに義務教育学校として施設を整備し、令和 9 年度(2027 年度)当初の開校を目指し改築工事をすすめています。
- 構造部の耐震化の完了に加え、令和 6 年度(2024 年度)をもって天井材の改修を完了します。
- 築 30 年を経過した学校の 2 系統目までのトイレ改修を完了しています。また、特別教室の空調機については、学校の要望に基づく設置を完了しています。
- 高額備品である A V 調整卓については、必要な更新を行っています。
- 児童・生徒が安全に過ごすことができるよう必要な改修を実施しています。
- 児童・生徒数の減少による小規模化や施設の老朽化がすすんでいる学校があることから、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保することが必要です。
- 学校施設は、学校教育の場としてだけでなく、子どもたちや地域の方が多様な活動に活用でき、子どもを通じて地域がつながる協働活動の場としての役割が求められています。
- 学校再編を検討するうえで、プールや給食室などを含む学校施設のあり方について示していく必要があり、また、公共施設マネジメントの視点など、市長部局の計画等との調整も必要です。

施策の方向	主な取組
○ 「市立小・中学校再編基本方針」に基づき、学校再編をすすめます。 (地域教育推進課)	○ 中学校区単位での学校再編 ○ (仮称)元本郷地域義務教育学校開校に向けた各種調整
○ 安全な学習環境及び近隣住民の生活環境に配慮しながら施設整備事業をすすめます。 (学校施設課)	○ 円滑な工事進捗
○ 改修計画に基づいた改修を実施し、学校施設の適正な維持管理をすすめます。 (学校施設課)	○ 国・都の補助金を活用しながら、計画的な改修を実施

【経年別学校数（令和5年度末（2023年度末））】



出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

22 学校 I C T環境の充実

●現状と課題●

- I C T支援員*を配置し、校内研修会や授業支援等を行うことで、教員の I C T機器活用能力の向上をすすめています。
- 統合型校務支援システム*による家庭との欠席連絡等での活用もすすめ、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保に取り組んでいます。
- 情報化社会が加速する中で、デジタル技術を適切に活用するために必要な知見や考え方を身に付け、I C Tを自律的に活用するための、デジタルシチズンシップ教育*の推進が求められています。
- 学校における I C T活用をより一層すすめるうえで、環境面の充実が求められています。
- 八王子市版G I G Aスクール構想定着期に向け、技能習得未達成項目への対策、学校・校種等の活用差への対策が課題になっています。

施策の方向	主な取組
○ 普通教室や特別教室において I C T機器を活用した効果的な授業を実現するため、I C T機器及び I C T環境の計画的な整備をすすめます。 (教育指導課)	○ I C T機器（学習用端末）を授業でより効果的に活用できる環境面の計画的な整備
○ 八王子市版G I G Aスクール構想「定着期」に向け、「開始期・活用期」の成果と課題を検証し、「定着期」に向けた取組をすすめます。 (教育指導課)	○ 情報教育推進委員会が示している全市立小・中・義務教育学校の教員全員に身に付けてほしい活用技能の習得に向けた研修の整備 ○ 開始期・活用期の課題に合わせた I C T活用指導力向上研修の実施 ○ 情報教育主任研修において、デジタルシチズンシップ教育に関する内容を実施
○ I C Tの効果的な活用を推進します。 (教育指導課)	○ 校務支援システムや学習用端末を効果的に活用することによる教員が児童・生徒と向き合う時間の確保

23 これからの教育を担う教員の指導力向上

●現状と課題●

- 教育公務員特例法の改正の趣旨に則った「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、令和6年（2024年）1月に「八王子市教員育成研修基本方針」を改定しました。「地域の子どもは地域で育てる」という理念を実現するため、地域の方々と協働して教育活動を実践できる教員を核に、世代を超えて学び合う循環をつくり出しています。
- 若手教員の育成に向け、産休・育休代替教員・時間講師等の資質向上に対応した教員研修（授業力向上研修・夏季教員研修）を充実するとともに、産休・育休取得中の教員を対象とした研修も実施し、学べる機会を設け、資質向上をはかっています。
- 「学び続ける」教員の育成に向け、地域の特色を踏まえつつ、本市の歴史・文化財等を活かした研修、本市の周辺も含め23の大学等が立地する全国有数の学園都市としての特性を活かした研修、地域コミュニティづくりを推進しています。
- 研修の中で、教員一人ひとりが学習用端末を活用した研修を実施するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業力の向上や教育課題（いじめ問題や不登校対策など）に対する力を身に付けていくことが求められています。
- 「学び続ける」教員の育成に向け、職層に応じた研修だけでなく、多様なニーズを踏まえた研修を実施していく必要があります。

施策の方向	主な取組
○ 教員一人ひとりが「受ける」研修から自分の学びたいことを「学べる」研修にします。 (教育指導課)	○ 教員一人ひとりが研修の受講に向けた自己チェックシートを作成し、校長・副校長との対話の中で研修計画を立案
○ 産休・育休代替教員・時間講師等の資質向上に向けた研修及び産休・育休取得中の教員を対象とした研修の充実をはかります。 (教育指導課)	○ 産休・育休代替教員・時間講師等を対象とした研修を年間計画に位置付けて実施 ○ 産休・育休取得中の教員を対象とした研修を教員研修として位置付けて実施 ○ 夏季教員研修における講座の充実
○ 教育研究所において学びたい教員が学べる場をつくります。 (教育指導課)	○ 八王子市教員研究生として、市内教員の代表を募り、授業力向上に向けた研究を実施 ○ 教員研究生一人に対して大学教授等を指導教授として招へい
○ 本市の歴史・文化財等を活かした研修を実施します。 (教育指導課)	○ 夏季教員研修の講座として、本市の郷土について理解を深める実地研修を実施

24 学校の組織力向上

●現状と課題●

- 校長や副校長、教員を対象に職層に応じた研修を行い、学校の経営力の向上をはかっています。
- 学校の企画立案力の向上や独自性のある学校運営を推進しています。
- 保護者向けに学校評価についてアンケートを行い、学校運営における目標の達成状況を把握し、取組の適切さを検証することで、組織的・継続的に改善することに努めています。
- 学校評価の結果や改善策を学校だよりや学校のホームページに公表し、保護者や地域の教育活動への参画意識を高めています。
- 情報セキュリティ事故防止に向け、情報セキュリティ点検を行うとともに、全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を開催しています。
- 信頼される学校経営を目指して、学校運営協議会との連携のもと、校長のリーダーシップにより、教職員全体で学校経営の基盤となる各種管理体制や指導体制、学校評価などの充実をはかるとともに、説明責任を積極的に果たす必要があります。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校評価の情報や課題の改善をはかるための具体的な方策を保護者や地域と共有し、地域の力を活用した教育活動を推進することも重要です。
- 若手教員を学校の組織の一員として確実に育成することが大きな課題となっています。
- 児童・生徒の生命や身体的安全確保をはかるため、災害や感染症、食物アレルギー、不審者などへの危機管理体制の強化と教職員の危機管理能力の向上が求められています。
- 副校長業務は、学校や教職員の管理を始め、育休や病休に伴う教員の確保・補充、教育課題への対応、地域や保護者との連絡など多岐にわたっており、業務負担が重い状況にあります。

施策の方向	主な取組
○ 校長や副校長、教員を対象に職層に応じた研修を行い、学校の企画立案力や経営力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 学校の組織的なマネジメント力向上のための職層（校長・副校長・主幹教諭等ミドルリーダー）研修の実施
○ 学校運営の組織的・継続的な改善に向けて、保護者や地域の意見を反映させた学校評価を実施し、透明性があり信頼される学校経営を推進します。 (教育指導課)	○ 「八王子市立学校評価の手引き」に基づく学校評価の適正な実施 ○ 保護者及び地域対象の学校評価アンケートの実施及び結果について、学校だより及び学校ホームページでの公開 ○ 学校経営計画*及び学校経営報告の学校ホームページでの公開
○ 保護者や地域との協働により、「社会に開かれた教育課程」の実現を推進します。 (教育指導課)	○ 学校や家庭、地域の実態に即した教育課程の編成 ○ 保護者や地域の人材と連携した教育活動の実施 ○ より良い学校教育を通じてより良い地域社会を創るコミュニティスクールとしての教育活動の実施
○ 学校組織の一員として若手教員の資質・能力の向上をはかります。 (教育指導課)	○ 若手教員に対する校内における組織的・計画的なOJTの実施（学習指導、生活指導、保護者対応等） ○ 初任者、2年次、3年次教員に対する校外における研修の実施 ○ 若手教員を育成する立場の中堅教諭の資質・能力を向上させる研修の実施
○ 事件、事故、災害等への危機管理体制を強化し、教職員の危機管理能力の向上をはかるとともに、教育公務員としての信頼構築をはかります。 (教育指導課)	○ 各学校における計画的な防災訓練等の実施 ○ 感染症の感染予防や患者発生時の対応、食物アレルギーへの対応研修の実施 ○ 情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ点検の実施 ○ 全教職員に対する服務研修の実施 ○ 各学校の生活指導の方針等や体罰防止のための取組についての学校ホームページでの公開
○ 副校長のサポート体制を構築し、副校長の負担軽減をはかります。 (教職員課)	○ 副校長補佐*などの非常勤職員等の配置及び効果的な活用

25 学校における働き方改革の推進

●現状と課題●

- 学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められる役割が増大する中で、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。
- 児童・生徒に接する時間や授業改善のための時間を確保するため、教員の業務負担の軽減をはかる「学校における働き方改革」を早急にすすめる必要があります。
- 長時間労働等により心身の健康を損なう教職員がいることから、全ての教職員が心身の健康を確保し、安心して誇りとやりがいをもって働くことができるよう安全衛生を推進する必要があります。
- 学校及び教員の業務が多岐にわたっており「学校における働き方改革」を推進するためには、学校と市教育委員会、更には地域の関係者などが一体となって取り組むことが重要です。
- 国や都の動向を踏まえ、労働時間など教員の勤務実態に応じた柔軟な対応が必要です。

【月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員の割合（年間平均）】

単位（％）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小・中・義務教育学校教員	29.0	32.0	29.6	26.3

出典：八王子市教育委員会調査より

【校務サポート人材の活用状況】

単位（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクール・サポート・スタッフ	137	159	159	161	162
副校長補佐	—	6	26	48	50

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 教員の部活動指導に対する負担の軽減をはかります。 (学務課)	○ 部活動指導員及び部活動指導補助員（コーチ）の配置拡充
○ 教員が児童・生徒に十分に向き合い、学習指導要領に示される必要な教育活動を確実にできる職務環境を整えます。 (教育指導課)	○ 教育課程の柔軟な編成支援及び適正な進捗の確認 ○ 部活動の地域連携や広域部活動（拠点校部活動や合同部活動）の充実による部活動改革の推進
○ 校長・副校長を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方や時間短縮につながる業務改善を実践できるよう意識改革をすすめます。 (教職員課)	○ 在校等時間の客観的把握 ○ 有給休暇取得促進期間の設定 ○ ライフ・ワーク・バランスの推進
○ 副校長を含む教員が、教員としての職務に集中できるようにするため、外部人材の活用をはかります。 (教職員課)	○ スクール・サポート・スタッフ*、副校長補佐、学年補佐*等のサポート人材の配置
○ 教職員が心身の健康を保持できるよう安全衛生を推進します。 (教職員課)	○ 産業医の選任 ○ 衛生推進者の育成 ○ 長時間労働者への健康相談の実施 ○ ハラスメント防止研修の実施 ○ 高ストレス者への医師・保健師面談の実施

26 誰もが学べる環境の整備

●現状と課題●

- 様々な施設で各種講座を行い、市民への学習の機会を提供しています。中でも、市民自由講座や八王子「宇宙の学校」、自然観察会などは、本市らしい取組として定着しています。
- リカレント教育支援アプリ「はちリカ」*を運用し、市主催の講座・講習会や市内大学等が実施する講座など、様々な学びの情報を集約し発信しています。令和5年（2023年）の市政世論調査において、行っている学習や活動に関する情報はどこで知ったか聞いたところ「インターネット」が50.5%と最も多く、「近所の人や知人から（口コミ）」が20.6%、「SNS」が17.1%となっており、情報発信の手段が多様化していることを踏まえ、学習に関する情報をあらゆる世代の関心やライフスタイルに合わせて発信することが求められています。
- 令和5年（2023年）の市政世論調査において、この1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合が69.8%に留まっていることから、市民に身近な学習を充実させるとともに、子どもの頃から生涯にわたる学びを始める必要があります。
- こども科学館は、子どもをはじめとする全世代を対象とし、様々な科学に関する学習機会を提供していくことが必要です。
- 全ての人が、地域において、世代を超えて互いに交流しつつ、豊かに生きていくために、だれでもどこでも学ぶことができる環境づくりが求められているほか、日本語を母語としない人への生涯学習支援も必要とされています。
- だれもが本に親しんでいる「読書のまち八王子」を推進していくためには、日常生活で本にふれる機会を多くすることが重要です。市域の広い本市においては、市図書館から距離の離れた地域があることから、身近な場所で読書に親しめる環境の整備が必要です。
- スマートフォン等の普及による高度情報化社会の進展によって誰もが手軽に情報や知識を得ることが可能になったことが、市図書館の来館者数や貸出数の減少の一因となっていると推測されます。電子書籍サービスなどインターネットを活用した新たな図書館サービスの利用を促進することが必要です。

施策の方向	主な取組
○ 市民が学習成果を発表・交流する機会を提供することで、他者の成果発表を見て自己の新たな学習のきっかけにするなど、市民の交流を促し、更なる学びにつなげます。 (学習支援課)	○ 生涯学習フェスティバル等の開催 ○ 南大沢総合センターまつり、川口やまゆり館まつりの実施
○ 生涯学習を始めるきっかけとなるように、生涯学習情報を市民が入手しやすいように提供します。 (学習支援課)	○ 生涯学習活動に関する情報を、市広報のほか、市ホームページやSNSなどを活用して発信 ○ リカレント教育支援アプリ「はちりカ」による情報発信
○ 全ての年代に応じた施策の推進をはかります。 (生涯学習政策課)	○ 生涯学習プランの策定 ○ 生涯学習関連事業調査の実施と、生涯学習審議会による検証・評価
○ 子どもたちに様々な体験活動の機会を提供するとともに、体験活動を通して多世代が交流し、体験を共有できる機会を提供します。 (学習支援課)	○ 小学生や親子を対象とした「青少年講座」「家庭教育講座」の実施 ○ 自然観察会の開催
○ 共生社会の実現に向け、障害者や日本語を母語としない人への学習機会を充実します。 (学習支援課)	○ 障害者に同行する手話通訳者などが活動しやすいように配慮した講座の開催 ○ 外国人のための日本語教室の実施
○ 子どもだけでなく、大人も興味を持ち共に学ぶことができるイベントや講座等を実施するとともに、幅広い分野の講座ができるような取組をすすめます。 (こども科学館)	○ 時宜に適った、分かりやすい内容の講演会等の企画・実施 ○ 多様な主体との連携によるイベントや講座等の実施 ○ 自然科学全般を対象とした科学工作教室の実施
○ 多様化する図書館ニーズに対応するため、時間や場所にとらわれない、利用者目線での読書環境の整備をはかります。 (図書館課)	○ いこいライブラリ（仮称）*の整備 ○ パークライブラリーを始めとするアウトリーチサービスの拡充 ○ 図書館サービスにおけるDXの推進

27 社会を創る学びの推進

●現状と課題●

- 生涯学習センターでは、生涯学習に関心のある市民へ、講座の受講やサークルの結成や参加、活動場所の確保などについての相談・助言を行っています。市民が気軽に相談できる場所として周知をはかるほか、相談に対して適切な案内と助言を行うことができる人材を養成するなどの相談体制の充実が求められています。
- 学生の学びを支援するため、生涯学習センターの空き部屋を活用した「学生のためのフリースペース（自習室）」を土・日・祝日や学校の長期休業期間など、年間を通じて開催しています。また、学園都市である本市の強みを活かし、学生が地域社会において多様な人とかわり、経験を積むことにより、学んでいることが社会で役立つことを実感できる場や機会の充実が求められています。
- 郷土の歴史を学習、研究している市民や団体の質問・相談に応え、様々な情報提供を行うことが求められています。
- 博物館施設においては、ふれる展示や体験型のイベントを充実させることにより、郷土の歴史を学習・研究している市民や団体の満足度を高めることが課題になっています。
- 読書習慣の定着のためには、乳幼児期から中高生、そして生涯にわたる切れ目のない取組が必要であり、家庭や地域の大人を巻き込んだ読書活動の推進が求められています。
- 図書館に求められるサービスや機能が多様化しています。このため、読書活動に対して困難を抱えた方も利用しやすい、ユニバーサルなサービスの充実が必要です。また、乳幼児などを連れた保護者が周囲に気兼ねなく利用できるスペース、学びや交流ができる学習スペースの設置などにより、地域の情報拠点として人々の交流や地域コミュニティの活性化に寄与する機能の付加が求められています。
- 子どもの体験不足が指摘されている中、地域資源を活かした学びの機会を多角的に提供しています。今後、更に日本の伝統的な生活スタイルを体験する機会などについて、高齢者と子どもの多世代交流をはかりつつ拡充するなどの取組が必要です。
- 「社会人の学び直し（リカレント教育）」の支援に向けて、講座などの情報を集約し、分かりやすく発信するとともに、参加しやすい時間帯や「学び直し」をテーマにした講座など、あらゆる世代に学習機会を提供する必要があります。
- 平成31年（2019年）4月に学校図書館システムを全市立小・中学校に配備し、市図書館システムとのネットワークを構築したほか、令和5年（2023年）4月から、市内小・中・義務教育学校で学習用端末を活用した電子書籍の貸出を一斉開始しました。これらの仕組みを通じて、今後も市図書館と学校図書館との連携を強化し、学校における読書活動がより一層充実できるような支援が求められています。
- 高齢化がすすむ中、生きがいづくりや、趣味・教養のための学び、その成果を社会活動に活かすことができるような取組が求められています。加齢による身体機能の低下などにより、市図書館に通うことができない高齢者へのサービスの充実が求められています。

施策の方向	主な取組
○ 学習活動で得た知識や経験を地域社会の中で活かし、地域の課題を解決できるように支援します。 (学習支援課)	○ 防災や防犯など、地域活動のきっかけとなるテーマの講座の開催 ○ 生涯学習コーディネーター*養成講座の開催 ○ 学校の部活動と連携した出前講座等の実施
○ 学園都市である本市の強みを活かし、学生が地域で活動できるように促します。 (学習支援課)	○ 高校生や大学生等が地域で活躍できる場の情報の収集・提供 ○ 地域の大学生が講師・助手として参加する生涯学習センター講座の実施
○ 多様な市民ニーズに対応した学びの機会を提供します。 (学習支援課)	○ 市長部局や地域、市民団体、NPO法人、学校、企業など多様な主体と連携・協働した講座の実施
○ 市民や団体が本市の歴史や文化を学び、シビックプライドの醸成につながるような機会や情報発信の充実をはかります。 (文化財課)	○ 企画展示の実施 ○ 専門性の高い問い合わせへの対応 ○ 資料・書籍の発行を通じた研究成果の公開
○ 博物館施設におけるコンテンツの充実化を推進します。 (文化財課)	○ 各種イベント、コラボレーション企画、体験講座・ワークショップ等の開催
○ 学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化にも寄与します。 (図書館課)	○ 地域団体・商店会と連携した事業実施 ○ 学校と連携した事業実施
○ 保護者が子どもの読書の大切さに気づくきっかけとなるよう、乳幼児期からの読書機会の提供や子どもの成長過程に応じた切れ目のない取組により、読書習慣の定着をはかります。 (図書館課)	○ 乳幼児からの読書活動支援 ○ 学習用端末を活用した学校での電子書籍の貸出の継続
○ 高齢化社会に適した取組や、図書館利用に支援が必要な人に対するサービスなど、ユニバーサルデザインに基づく読書バリアフリー施策を推進します。 (図書館課)	○ 高齢者施設への出張図書館・団体貸出 ○ 音訳・点訳資料などの製作・貸出

28 生涯にわたる多様なスポーツの推進

●現状と課題●

- 「小・中学生の運動への意識」について、「嫌い・やや嫌い」と回答した割合は、男子 8.95%、女子 18.95%（令和 5 年度（2023 年度）「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
- 少子化に伴う生徒数の減少や、教職員の働き方改革などにより、従来の方式のまま学校部活動を継続していくことが困難な状況です。
- 働き盛り、子育て世代（30～40 代）のスポーツ実施率…30 代：55.25%、40 代：58.9%（令和 5 年度（2023 年度）「市政世論調査」）
- 高齢者人口は増加をたどり、令和 22 年（2040 年）には人口の 34.4%が 65 歳以上の高齢者となることが見込まれます。（高齢者計画・第 9 期介護保険計画）
- 障害者のスポーツ実施率…20 歳以上：32.5%、7～19 歳：34.4%（令和 5 年度（2023 年度）「障害児・者のスポーツライフ調査研究」（スポーツ庁））・パラスポーツに関心がある人の割合…38%
- 身体を動かすことの楽しさやスポーツへの関心を高める取組のほか、子どもたちが体育や学校部活動以外でもスポーツができるスポーツ環境の充実が必要です。
- 時代の変化に合わせ、誰にとっても無理のないかたちで、子どもたちの体験活動のあり方を変えていく必要があります。
- スポーツを始めるきっかけづくりとなる取組や、30 代から 40 代の働き盛り・子育て世代といったスポーツ実施率の低い層に対する取組が必要です。
- 健康寿命延伸や生きがいづくりにつながるスポーツ推進のほか、身近な場所で継続的にスポーツが実施できる環境が必要です。
- スポーツ実施率の低い障害者に対する取組や、共生社会の実現に向け、障害者理解の促進や障害の有無にかかわらず、誰もが実施できるインクルーシブスポーツ*の普及が必要です。

施策の方向	主な取組
○ 子どものスポーツを推進します。 (スポーツ振興課)	○ 多様なスポーツプログラムを指定管理者や各団体等と連携して実施することによる、子どもたちの運動機会の創出 ○ 競技力向上、スポーツへの興味・関心を高める取組を指定管理者や各団体等と連携して実施
○ 部活動改革による子どもの選択肢の拡大をはかります。 (スポーツ振興課)	○ 「八王子市の部活動改革」が目指す方向性に基づき、市内のスポーツ団体等と学校が連携し、学校部活動以外でも子どもたちが継続してスポーツに親しめる環境の整備や、体験教室・イベントを実施 ○ 地域で活動した子どもたちがやがて指導者となって技術や知識を還元する「学びの循環」の創出
○ 成人のスポーツを推進します。 (スポーツ振興課)	○ スポーツ活動の成果を試す機会を提供するため、各種スポーツ大会を開催 ○ ウォーキングやサイクリングなど、通勤時等に気軽にできるスポーツ活動の普及
○ 高齢者のスポーツを推進します。 (スポーツ振興課)	○ 健康寿命の延伸へつなげるため、ウォーキングや体操などの軽運動を推奨 ○ スポーツを通じた仲間づくりや喜び・生きがいにつながるような取組の実施
○ 共生社会の実現に向けたスポーツを推進します。 (スポーツ振興課)	○ スポーツを通じ、国際理解、障害者理解の促進につながるような取組の実施 ○ 障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会の創出

29 スポーツができる環境の整備

●現状と課題●

- 令和3年度（2021年度）から2か年で甲の原体育館及び上柚木公園陸上競技場の大規模改修工事を実施しました。富士森公園野球場（スリーポンドスタジアム八王子）は屋上防水工事（令和3年度（2021年度））、照明器具等改修工事（令和4年度（2022年度））、防球ネット増設工事（令和5年度（2023年度））を実施しました。戸吹スポーツ公園のサッカー兼ラグビー場の夜間照明設備改修工事（令和5年度（2023年度））を実施しました。第3次計画の計画期間は、施設の利便性及び安全性の向上をはかりました。
- 施設の老朽化、人口減少に伴う管理運営のあり方、財源確保など、様々な課題が今後深刻化することが見込まれます。
- 学校体育施設の年間利用者数は83万人を超える状況です。
- 公園敷地を利用した屋外スポーツ施設を設置し、スポーツ施設全体の利用者数は年間200万人を超える状況です。スポーツニーズが多様化していることから、限られた財源を有効活用しつつ、指定管理者制度など、民間手法を有効に活用し、効果的に施設を運用（維持、管理）する必要があります。
- 市民の多種多様なスポーツニーズに対応すべく、大学や企業に協力を求めるなど、利用可能なスポーツ施設の拡充が必要です。
- 既存のスポーツ施設を継続的かつ安全に利用できるよう、適切なマネジメントの実施が必要です。
- 身近なスポーツ環境である、体育館や校庭といった学校体育施設を持続可能な形で有効活用していくことが必要です。

施策の方向	主な取組
○ スポーツ施設の適切な整備・維持管理をすすめます。 (スポーツ振興課・スポーツ施設管理課)	○ 計画的なスポーツ施設の管理・改修 ○ より効果的な運用のため、民間のノウハウを活用した運営やネーミングライツの募集を実施 ○ 大学・特別支援学校等の運動施設利用の協力を得ながら、スポーツをする場を確保
○ 学校体育施設の有効活用をすすめます。 (スポーツ振興課)	○ 活用されていない学校体育施設のシステム予約化など、学校体育施設を最大限活用できるルール等の検討 ○ 効果的かつ持続可能な運用に向け、体育館・校庭の管理運営の外部化、利用料金設定などの検討

【学校施設の開放状況】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学校数(校)	69	68	68	68	68
	延べ回数(回)	24,787	13,265	20,660	26,999	29,689
	利用した人数(人)	669,561	305,918	448,624	591,890	657,165
中学校	学校数(校)	38	37	37	37	37
	延べ回数(回)	9,167	3,879	5,812	7,333	8,790
	利用した人数(人)	183,157	71,756	93,630	125,174	161,956
義務教育学校	学校数(校)	—	1	1	1	1
	延べ回数(回)	—	212	193	921	984
	利用した人数(人)	—	6,725	4,987	17,984	19,657

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【市体育館の利用者数(富士森体育館、甲の原体育館、総合体育館の合計)】

単位(人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,155,704	465,678	557,048	759,202	1,001,608

出典：令和6年度(2024年度)はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

30 スポーツによる地域の活性化・魅力発信

●現状と課題●

- この1年間にかかわったスポーツを支える活動の実施率：10.4%（令和5年度（2023年度）「市政世論調査」）
- 人口減少・高齢化等により、ボランティアや指導者など、スポーツを支える人材の不足が見込まれます。
- 総合型地域スポーツクラブ*は、地域住民のスポーツ参加機会の増加や交流の活性化に効果がある一方、クラブ運営を担う人材の世代交代・後継者の確保や指導者の確保（養成）といった課題があります。
- 各総合型地域スポーツクラブにおいて人材の高齢化、担い手不足等が深刻化してきており、それぞれの実情に合った支援を検討・実施していく必要があります。
- 市内の数多くのスポーツ関係団体が自立的かつ主体的に活動できるよう、持続可能な形で支援していく必要があります。
- 市民が多様なスポーツへのかかわりを持てるよう大規模スポーツイベントの誘致や積極的な情報の発信が必要です。
- 本市主催のスポーツ情報だけでなく、地域の各団体が行うスポーツ情報も発信するなど、情報の充実が必要です。
- 高尾山をはじめとした豊かな自然環境や戸吹スケートパーク等多くの屋外運動施設を有効活用し、地域の活性化や本市の魅力発信につながる取組の検討が必要です。

【SNSでのスポーツ情報の発信実績】

単位（件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活用件数	47	31	26	47	53

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 総合型地域スポーツクラブの支援をすすめます。 (スポーツ振興課)	○ 子どもたちを中心とした地域住民がクラブに参画し、クラブの担い手や交流機会が増加することで、持続可能なクラブ活動につながるよう、各クラブと協働で取組や仕組みづくりを推進
○ スポーツ関係団体の支援と連携をすすめます。 (スポーツ振興課)	○ 東京八王子ビートレインズや本市で活動するアスリート、本市ゆかりのアスリートの活動を応援 ○ 多くの市民が地域でスポーツ活動が実施できるよう、様々な既存団体と受入れ体制の整備を促進
○ 地域スポーツを支える人材の確保・育成をはかります。 (スポーツ振興課)	○ 講師・指導者情報を市ホームページ等で公開するなど活動できる場・機会の確保 ○ 全関東八王子夢街道駅伝競走大会など、ボランティアとして活動できる機会の確保
○ スポーツMICE*を推進します。 (スポーツ振興課)	○ 本市で開催される大規模スポーツ大会等の誘致、支援 ○ 大会を通じ、市民の方が積極的にかかわれる機会を創出できるよう主催者と調整
○ スポーツ情報の収集・発信を充実します。 (スポーツ振興課)	○ 本市が行うイベント情報等のほか、各団体が行うスポーツイベント情報や会員情報などの発信
○ 本市の特性を活かしたアウトドアスポーツの振興をはかります。 (スポーツ振興課)	○ 本市の自然環境や屋外運動施設等を活用したアウトドアスポーツの推進 ○ アウトドアスポーツを広く捉え、ウォーキングや自転車競技等の屋外スポーツ・レクリエーション活動の推進

31 歴史文化の保存・活用

●現状と課題●

- 文化財の保存・活用の基本方針を定め、アクションプランとして文化財の保存・活用のための取組を設定した「八王子市文化財保存活用地域計画」に基づき、歴史文化を活かしたまちづくりをすすめるための具体的な施策を展開していくことが必要です。
- 文化財の毀損・滅失を防ぎ適切に次世代に継承するため、また、魅力の発信や活用につなげていくために調査・研究を充実させるとともに、文化財所有者に対する保存・継承のための取組を支援することが必要です。
- 伝統芸能は少子高齢化などから担い手、継承者が減少しています。幅広い世代の市民が歴史文化や伝統芸能にふれ、学べる機会などを増やして関心を高めるとともに、後継者の育成支援や技術・技能の調査、記録保存をすすめることが必要です。
- 八王子城跡について「国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画」に基づいた調査・研究や維持管理・整備を行うとともに、価値や魅力を発信するための取組をすすめる必要があります。
- 令和3年（2021年）にオープンした桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）において、本市の歴史や文化・伝統芸能にふれる機会を提供しています。令和8年（2026年）に予定されている「歴史・郷土ミュージアム*」の開館により、日本遺産*や歴史文化などの魅力を発信する拠点として、更なる普及啓発につながる取組の充実が求められています。

【文化財見て歩き講座の実施状況】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数（講座）	2	—	1	1	2
参加者（人）	69	—	25	49	79

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

【伝統芸能体験講座の実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数（講座）	1	—	3	3	3
参加者（人）	5	—	28	47	36

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

施策の方向	主な取組
○ 「八王子市文化財保存活用地域計画」で設定した4つの重点事業を中心に文化財の保存と活用を推進します。 (文化財課)	○ 文化財の価値や現況を把握するための調査・研究 ○ 日本遺産認定ストーリー*を活用した地域の活性化と桑都・八王子の歴史文化の次世代への継承 ○ 八王子城跡の整備及び周辺環境も含めた総合的な保存・活用 ○ 新郷土資料館の整備、資料等の整理・データベース化
○ 市民全体の財産である文化財を後世に伝えるため、保存・継承に関する取組を支援するとともに、啓発活動を行います。 (文化財課)	○ 文化財の修理等に関する補助金の交付 ○ 文化財を自然災害等から守る防災対策と盗難などによる喪失を防ぐ防犯対策の啓発(市民向け・所有者向け)
○ 市民が伝統芸能にふれる機会を設けるとともに、映像等で記録保存を行います。 (文化財課)	○ 民俗芸能の公演、講座の実施 ○ 市内文化財を巡る文化財見て歩きの実施 ○ 祭礼や獅子舞の記録映像の撮影
○ 八王子城跡を継承するため維持管理を行い、その価値や魅力を普及・啓発するための活用事業をすすめます。 (文化財課)	○ 史跡範囲内の公有地化の検討 ○ 地域と連携したイベントの開催 ○ 御主殿の学術調査及び整備
○ シビックプライドの醸成がはかられるよう、桑都日本遺産センター 八王子博物館(はちはく)に引き続き、「歴史・郷土ミュージアム」においても、日本遺産認定ストーリーを活用し、本市の歴史・文化の価値や魅力にふれられる様々な機会の提供に取り組めます。 (文化財課)	○ 各種イベント、コラボレーション企画、体験講座・ワークショップ等の開催 ○ アンケートの実施

32 歴史文化・日本遺産の魅力発信

●現状と課題●

- 本市の歴史文化の魅力を語るストーリー「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」が、令和2年（2020年）6月に都内唯一の日本遺産に認定されました。引き続き、日本遺産認定ストーリーをはじめとする郷土の歴史文化の魅力を発信するとともに、学校教育との連携により歴史文化に対する関係人口の増加と多世代化をはかる必要があります。
- 令和5年度（2023年度）の桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）や八王子城跡ガイダンス施設*、絹の道資料館*などの文化財関連施設の利用者数は約12万6千人でした。より多くの市民や市外からの来館者に加え、外国人にも文化財に対する理解を深めてもらうため、各施設が展示や講座などの魅力ある事業を展開し、利用者数を増やすことが課題となっています。
- 令和8年度（2026年度）に開館予定の「歴史・郷土ミュージアム」の整備をすすめ、文化財を適正に管理・継承するとともに、一層の魅力発信や活用につなげるための調査・研究の充実及び資料の整理が必要です。
- 学習・調査・研究を目的として訪れた施設利用者が十分満足できるよう、資料の積極的な公開・利用及び歴史相談が行える場を確保するとともに、多様な学習需要に応えられるよう、収蔵資料のデータベース化及び主な資料のWEB公開への取組が求められています。
- 歴史・郷土ミュージアムへの移転までの間、本市の歴史・文化、日本遺産のストーリーと構成文化財の魅力を発信する施設として開設した桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）について、多くの来館者がサードプレイスとして気軽に立ち寄り、学習需要に応えられる場として、展示やイベントを充実することが課題です。
- 絹の道資料館は、平成2年（1990年）3月の開館以降、市指定史跡「絹の道」の中心的な施設として地域の歴史・民俗や本市の織物産業について学べる場を提供してきましたが、現在は築34年が経過しており、施設の老朽化への対応についての検討が課題です。

施策の方向	主な取組
○ 日本遺産認定ストーリーをはじめ本市の歴史文化の魅力を発信するとともに、地域資源の魅力にふれてもらう機会の継続的な創出を推進します。 (文化財課)	○ SNS等を活用した日本遺産認定ストーリーや構成文化財の魅力を発信 ○ 日本遺産認定ストーリー（構成文化財）を体験できる機会の提供 ○ ガイド人材の育成
○ 八王子城跡ガイダンス施設では周辺の市有地で開催する地域イベントなどとの連携も含めた活用をすすめます。 (文化財課)	○ 地域イベント開催時にワークショップなどを開催 ○ 学芸員によるガイドツアーや展示物の解説
○ 桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）や絹の道資料館の魅力を向上し利用者を増やす取組をすすめます。 (文化財課)	○ 絹の道資料館における、養蚕、製糸、織物に関するイベントの開催 ○ 桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）における、本市の歴史や文化を伝える企画展の開催
○ 歴史・郷土ミュージアムの開設、郷土資料館の移転整備に取り組みます。 (文化財課)	○ 歴史・郷土ミュージアム開設に向けた各種調整、運営内容の検討、情報発信及び郷土資料館の移転整備
○ 歴史・郷土ミュージアムへの移転に向け、収蔵資料を把握するとともに、公開と活用をすすめます。 (文化財課)	○ 移転対象資料の把握及びデータベース化、主要な資料のWEB公開
○ これまでの桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）での展示実績等を踏まえ、歴史・郷土ミュージアムに発展的に継承できる取組を推進します。 (文化財課)	○ 各種イベント、コラボレーション企画、体験講座・ワークショップ等の開催

【文化財関連施設の入館者数】

単位（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
郷土資料館/ 桑都日本遺産センター 八王子博物館	23,293	18,297	31,649	38,696	54,477
八王子城跡ガイダンス施設	52,583	47,269	53,795	68,492	62,273
絹の道資料館	5,402	5,364	7,460	9,865	9,341

出典：令和6年度（2024年度）はちおうじの教育統計～教育委員会の概要・統計資料集～

第 3 編 計画の推進と進行管理

第 1 章 計画の推進と進行管理

第 1 節 計画の推進

市教育委員会では、学校における教育活動や地域における学習機会の提供に関する情報を発信し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、一人ひとりの子どもを育成していくための協働体制を整えていきます。

また、子どもや子育て家庭・若者への支援のほか、福祉、防災、文化などに関する施策と深く関連していることから、関連する市長部局の関係機関等との連携を深めながら、計画の推進に努めます。

なお、市教育委員会がこれまでに推進してきた取組のうち、既に定着している取組についても継続的に取り組み、本計画策定後に新たな取組が必要となった場合には、適切に対応します。

第 2 節 計画の進行管理（点検・評価の実施）

本計画を実効性のあるものにしていくためには、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）のマネジメントサイクルに基づき、進行管理とともに点検・評価し、評価結果を十分に活用した施策を展開することが必要です。

市教育委員会では、毎年度、取組状況の点検・評価を行い、第三者評価として学識経験者による意見を聴取したうえで、その結果に関する報告書を公表するとともに、市議会に報告しています。この点検・評価において、本計画において示した「めざす教育の姿」ごとの成果指標を5年間に取り組む施策の成果をはかる目安としながら、施策ごとに課題や取組の方向性を明らかにし、次年度の具体的な目標を設定するとともに、施策の見直し・改善に反映させます。

これを参考に着実な計画の進行管理を行うとともに、予算編成の中で、効果の低い事業の見直しや必要性の高い事業の重点化、新規事業の検討などを行います。

なお、教育活動における評価は、数値の増減だけでは表せない部分があることも留意し、事業のプロセスの把握にも努めながら、効果的・効率的な事業実施となるよう取り組んでいきます。

第3節 指標一覧

1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

指標名	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
習得目標問題の定着率	小学生 97.0% 中学生 97.5%	毎年度、前年度を上回る
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合	小学5年生 89.1% 中学1年生 88.5%	毎年度、前年度を上回る
相談できる大人が1人以上いると回答した児童・生徒の割合	小学生 99.4% 中学生 98.9%	毎年度、前年度を上回る
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	小学生 84.7% 中学生 78.7%	毎年度、前年度を上回る
給食への八王子産野菜の使用率	37.4%	30%以上を継続
主体的に学習や授業に臨んでいる児童・生徒の割合	小学生 83.0% 中学生 79.4%	毎年度、前年度を上回る

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

指標名	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
学校と地域が連携して行う取組数	41,654件	62,700件
地域と連携して防災訓練を行う学校数	65校	107校
地域に居場所があると感じている子どもの割合	88.6%	89.8%
月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員の割合(年間平均)	26.3%	0.0%

3 あらゆる人がともに学びあう生涯学習の振興

指標名	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
生涯学習活動をしている市民の割合	69.8%	78.0%
生涯学習活動の成果を仕事や就職のうえで活かしている市民の割合	17.8%	35.0%
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	6.8%	35.0%
週1回以上運動している市民の割合	68.7%	75.0%
1年間のうちに伝統行事に参加したことのある市民の割合	25.8%	50.0%

資料編

八王子市教育委員会教育目標

八王子市教育委員会は、学校教育と社会教育の密接な連携のもと、子どもたちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢をもって生きることのできる社会と、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、以下の教育目標に基づき、積極的に教育行政の推進を図る。

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 「あふれる元気」 〈健康な心身・活力〉
 - ・心身ともに健康で、生き生きとした人
- 「かがやく心」 〈豊かな知性と感性・個性〉
 - ・自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人
- 「仲間とともに」 〈協調性・社会性〉
 - ・互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人
- 「はばたけ未来へ」 〈意欲・積極性〉
 - ・積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人

の育成に向けた教育を推進する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び支え合うことができる社会の実現と家庭・学校及び地域が連携し、それぞれが責任を果たし、すべての市民の教育への参加を目指していく。

平成14年1月 決定

八王子市教育委員会の基本方針

八王子市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針に基づき、教育施策を推進する。

基本方針 1 人権尊重の精神の育成 社会貢献の精神の育成

- (1) 同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進する。
- (2) 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進する。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座などを通じて、家庭、地域と連携し、徳性の涵養を図る。
- (4) 基本的生活習慣や社会規範などに関する学習の機会や情報の提供などにより家庭教育の支援に努める。
- (5) 奉仕活動や体験活動などを通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、社会貢献の精神を育む。
- (6) 学校、家庭、地域と連携・協働し、豊かな心と健康なからだづくりを推進する。
- (7) いじめ、不登校などの多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、互いに認め合い、ともに向上することができる学校づくりを推進する。

基本方針 2 豊かな個性の伸長 創造力の伸長

- (1) 児童生徒の学力実態に即して教育計画や指導内容・方法を改善するとともに、基礎、基本の徹底を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 多様な教育方法を導入、拡充する。
 - ① 一人一人の能力、資質、特性を伸長できるカリキュラム開発や指導方法の改善充実を図る。
 - ② 習熟の程度や興味・関心に応じた学習集団の編成など個に応じた多様な教育を推進する。
 - ③ 各校種間の接続・連携を重視した教育を推進する。特に小中一貫教育実施に向けた取り組みを推進し、小中学校間の連携強化、接続改善を図る。
- (3) 各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進する。
- (4) 発達段階に応じ、教育活動全体を通じた指導により望ましい職業観、勤労観を育成するとともに、夢や希望を育む進路指導の充実を図る。
- (5) 一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- (6) 豊かな人間関係を学び、個性や可能性を伸長できるよう、部活動の振興を図る。
- (7) 日本や世界の文化・伝統を学ぶ機会の充実を図り、郷土や国を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。
- (8) 大学等との連携、協力による専門研修の充実など教育の研修機会の拡充を図り、資質の向上に努める。

基本方針 3 市民の教育参加の推進 学校経営の改革の推進

- (1) 学校評議員や学校運営協議会などの制度を軸に、保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれ信頼される学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善に向けての各学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。
- (3) 学校内外における子どもたちの安全を確保するため、学校安全体制及び地域ぐるみの防犯体制の整備を図る。
- (4) 学校をはじめとする教育施設等は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効果的な活用を推進する。
- (5) 学校規模、配置の適正化を図り、良好な教育環境の整備を図る。
- (6) 子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える観点から、家庭・地域の教育力向上を支援するとともに、学校との連携・協働を推進する。併せて、地域の人材や教育資源の積極的な活用を図る。

基本方針 4 生涯学習・スポーツ振興 文化の保存・継承

- (1) 生涯学習社会の充実に向け、大学、民間事業者等との連携を推進し、学習支援と学習機会の提供を図る。
- (2) 図書館、生涯学習センター等による学習や交流の機会並びに情報提供の充実を図る。
- (3) 科学に関する知識の共有化と探究心を育むとともに、科学を通じて交流を図る。
- (4) 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図る。
- (5) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、市民による文化の創造・交流の場の充実を図る。
- (6) 八王子に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護及び公開・活用を図る。

平成19年4月 改定

第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次八王子市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、学識経験者等から幅広く意見又は助言を求めるため、第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会において、参加者に意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市における教育を巡る状況や課題と今後の教育のあり方に関する事項
- (2) 今後の具体的な教育施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定について必要と認められる事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 小・中学校長 2名
- (3) 学校運営協議会委員 2名
- (4) 児童・生徒の保護者 2名
- (5) 一般公募市民 2名

(開催期間)

第4条 検討会を開催する期間は、令和6年4月1日から基本計画の策定までとする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、検討会の会議を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 教育委員会は、必要に応じて参加者以外の者に検討会の会議への出席を求め、意見又は助言を求めることができる。

2 別表に掲げる職にある者は、検討会の会議に出席し、参加者と意見交換を行うものとする。

3 別表に掲げる職にある者のほか、教育委員会事務局職員は、必要に応じて検討会の会議に出席し、参加者と意見交換を行うことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行し、第2条に定める事項の事務完了をもって廃止する。

別表（第6条関係）

教育総務課長、統括指導主事、生涯学習政策課長

第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会名簿

番号	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者	川 島 弘 嗣	元八王子市教育委員
2	学識経験者	増 田 正 弘	東京学芸大学副学長
3	小・中学校長	大宝院 清 孝	第三小学校長
4	小・中学校長	三 浦 壮 次	打越中学校長
5	学校運営協議会委員	中 村 八 重	松枝小学校学校運営協議会会長
6	学校運営協議会委員	佐 藤 ますみ	浅川中学校学校運営協議会会長
7	児童・生徒の保護者	櫻 井 励 造	市立小学校PTA連合会顧問
8	児童・生徒の保護者	矢ヶ崎 由 香	市立中学校PTA連合会担当副会長
9	一般公募市民	小 室 裕 美	一般公募市民
10	一般公募市民	小 林 七 海	一般公募市民

策定の経過

第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会

会議	開催日	内容
第1回	令和6年（2024年）5月2日（木）	(1)第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会について (2)第4次八王子市教育振興基本計画策定について
第2回	令和6年（2024年）5月31日（金）	第4次八王子市教育振興基本計画の基本的な方向について
第3回	令和6年（2024年）7月26日（金）	第4次八王子市教育振興基本計画における個別施策（学校教育分野）について
第4回	令和6年（2024年）8月27日（火）	第4次八王子市教育振興基本計画における個別施策（生涯学習スポーツ分野）について
第5回	令和6年（2024年）10月25日（金）	第4次八王子市教育振興基本計画（素案）について
第6回	令和6年（2024年）11月26日（火）	第4次八王子市教育振興基本計画（素案）について
第7回	令和7年（2025年）2月5日（水）	(1)第4次八王子市教育振興基本計画（素案）パブリックコメントの実施結果について (2)第4次八王子市教育振興基本計画（案）について
第8回	令和7年（2025年）2月28日（金）	第4次八王子市教育振興基本計画について

教育委員会定例会

開催日	内容	
令和5年（2023年）11月8日（水）	協議事項	第4次八王子市教育振興基本計画策定にあたっての基本的な考え方について
令和6年（2024年）2月21日（水）	議案	第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会参加者の選任について
令和6年（2024年）6月22日（土）	報告事項	第4次八王子市教育振興基本計画策定における基本的な方向について
令和6年（2024年）10月16日（水）	協議事項	第4次八王子市教育振興基本計画（素案）について
令和7年（2025年）2月5日（水）	報告事項	第4次八王子市教育振興基本計画（素案）パブリックコメントの実施結果について
令和7年（2025年）2月22日（土）	議案	第4次八王子市教育振興基本計画について

用語の説明

用語	説明
◆アルファベット	
A L T（外国語指導助手）	全市立小・中・義務教育学校に英語を母国語とする外国語指導助手（A L T（Assistant Language Teacher の略））を配置し、外国語活動や外国語（英語）科の授業時間及び全教育活動を通して英語教育を推進している。
I C T支援員	授業などにおける I C T（情報通信技術（Information and Communication Technology の略））活用を円滑にすすめるため、授業準備、機器トラブル対応などをサポートする専門家のこと。
S T E A M教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)に関連して、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科等横断的な学習のこと。
◆ア行	
朝の子ども教室	「放課後子ども教室」の枠組みを活用し、学校始業前の時間帯に校庭や体育館などで自由遊び等を実施。「放課後子ども教室」同様、安全管理員を配置し、朝の時間帯に子どもたちに安全で安心な居場所を提供している事業。
アシスタントティーチャー	児童・生徒一人ひとりの課題に応じた基礎的・基本的な学習内容の定着をはかるため、教員の補助者として個別指導や少人数指導等を行うために学校に配置している外部人材（教員免許を有する。）のこと。中学校・義務教育学校（後期課程）の教科を担当するアシスタントティーチャープラス（配置名称はサブジェクトティーチャー）も配置している。
いこいライブラリ（仮称）	八王子駅南口（子安町三丁目）に整備する、公園・ライブラリ・交流スペース・ミュージアムなどが一体になった複合機能施設。令和8年（2026年）10月に供用開始予定。
インクルーシブスポーツ	障害の有無や年齢、性別、文化的背景などにかかわらず、誰もが平等に参加できるスポーツのこと。
インクルーシブな教育体制	文部科学省では、インクルーシブ教育システムについて、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしている。 これを受けて本市では、全ての子どもの自立と社会参加を見据え、多様性が尊重された安心できる環境の中で、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた

用語	説明
	学びを両立することを目指した教育体制の構築をインクルーシブな教育体制としている。
◆力行	
学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容の基準となるもの。平成 30 年（2018 年）に改訂され、小学校は令和 2 年度（2020 年度）から、中学校は令和 3 年度（2021 年度）から全面実施となっている。
学年補佐	小学校及び義務教育学校（前期課程）における特定学年について、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実をはかるため、担任の業務を補佐する外部人材のこと。 ※東京都の事業では、「エデュケーション・アシスタント」の名称が用いられている。
学校安全ボランティア	児童・生徒や地域の安全確保を目的として、保護者や地域の方が学校を中心に結成しているボランティア。登下校の見守りや通学路のパトロールなどに取り組んでいる。平成 13 年度（2001 年度）から実施している。
学校運営協議会	学校ごとに市教育委員会が設置する、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関。構成員は、校長・保護者・地域住民・学識経験者等で、市教育委員会が任命する。学校運営協議会の場での熟議を通して学校・家庭・地域の連携を深めることで、学校を取り巻く課題に地域全体で取り組むことが可能となる。 なお、本市では、平成 19 年度（2007 年度）から令和元年度（2019 年度）までに、全ての小・中・義務教育学校で設置が完了している。
学校活動支援ボランティア制度	ボランティア活動希望者と学校を、学校の要望に応じてマッチングするなど、学校運営における地域人材の活用を積極的に推進し、地域全体で子どもたちの学びと成長を支える制度。
学校経営計画	市立小・中・義務教育学校が中・長期的な展望に立ち、当該年度の学校運営、小中一貫教育、学習指導、生活指導、保護者・地域との連携等の具体的な目標と方策を設定し、学校の自律的な改革と教育の質的向上をはかることを目的として作成するもの。
学校サポーター	市立小・中・義務教育学校に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して、学校生活における適切な支援を行うため配置される有償ボランティアをいい、本市における特別支援教育の充実をはかる本市独自の支援制度である。 この事業は、通常の学級において発達の違い等で特別な支援が必要と認められる場合、特別支援学級に在籍し常時介助を必要とする場合、下肢等の障害で、学校生活に介助が必要な場合の児童・生徒を対象とする。

用語	説明
学校司書	学校図書館の運営を支援し、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用・活用の一層の促進に資する専門職。
学校心理士スーパーバイザー	「学校心理学」の専門的知識と技能に基づく知見などをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに指導・助言する者で、スクールカウンセラー研修や相談を必要とする学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校関係者を交えて個別のケース会議を行う。
学校図書館サポートセンター	学校図書館の充実及び児童・生徒の学校図書館活用の活性化をはかることを目的として設置しているもの。学校司書を各学校に配置するとともに、学校司書への支援、指導、研修を行う。また、中央図書館等との連携による学校図書館支援を行う。
学校評価	各学校が、自らの教育活動やその他の学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組の適切さについて評価すること。学校経営計画と連動して計画的に実施し、評価結果の説明を通して、学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育活動の一層の充実・改善を行うために実施するもの。
学校 2020 レガシー	各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動のこと。
絹の道資料館	生糸商人、八木下要右衛門（やぎしたようえもん）の屋敷跡に建てられた資料館。当時の景観や雰囲気イメージした建物、排水溝跡が整備された庭などがあり、展示室内には絹の道や製糸・養蚕に関する資料を展示している。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
キャリア・パスポート	児童・生徒が、特別活動の時間を要として学校教育全体で、キャリア教育にかかわる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするためのポートフォリオ的な教材である。本市においては、「はちおうじっ子『キャリア・パスポート』」として、小中一貫教育グループが一体となって義務教育9年間を見通したキャリア教育を推進できるように全学校に冊子またはデータを配布している。
教育研究所	高度専門職としての教員の育成並びに本市の市立小・中・義務教育学校の教育課題に関する調査・研究に関する機能のより一層の充実及び強化のため、教育センター内に、機能として整備したもの。

用語	説明
協働的な学び	「協働的な学び」は、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士であるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。
広域部活動	学校の小規模化、指導者不足などにより、生徒の興味関心に応じた部の設置や運営が困難な学校において、複数の中学校が連携して行う部活動のこと。他校の生徒を受け入れる「拠点校部活動方式」と、近隣の学校が合同で行う「合同部活動方式」がある。
子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）	児童福祉法に基づき市が設置する組織。虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等に関する円滑な情報共有と個人情報の保護をはかり、各関係機関が連携して適切な支援を行うネットワークのこと。
子ども見守りシート	学校と家庭が連携して、子どもたちの些細な変化に気付き「いじめの芽」の段階で早期に対応するための情報を共有するための手立ての一つ。保護者は子どもが発する気になるサインを把握したら、その内容をチェックしてシートを学校に提出する。シートを受け付けた学校は、保護者と迅速に連絡を取り、内容を確認したうえで今後の対応について所見を書き保護者に返送する。保護者と学校が連携して事態の改善をはかっていくためのシート。
個票システム	児童・生徒の出欠状況等について、学校と教育指導課登校支援チームが情報の共有をはかり、より早い段階からの組織的な登校支援や関係機関との連携等に活用することをねらいとしたシステム。その情報を踏まえ、スクールソーシャルワーカーや心理相談員等が学校訪問などを行い、児童・生徒についての状況把握と必要に応じた助言を行う。
個別最適な学び	「個別最適な学び」は、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。「指導の個別化」は、教員が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと。 「学習の個性化」は、教員が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身が学習が最適となるようにすること。
◆サ行	
就学援助制度	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの援助を行う制度。

用語	説明
就学支援シート（すくてくシート）	小学校等に入学する子どもが円滑に学校生活を送れるよう、保護者と幼児教育・保育施設等就学前機関が作成するもの。すくてくシートには、家庭でかかわり方や幼児教育・保育施設での個別・集団内での対応等を記入し、就学先の小学校や都立特別支援学校、学童保育所に保護者が提出する。
主体的・対話的で深い学び	「主体的な学び」とは、子どもが学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。 「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の方との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。 「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。
生涯学習コーディネーター	学習活動に積極的な市民に対し、講座や学習情報の提供、助言等を行うことで、学習意欲をより高めるとともに、講座の企画・運営を行い、市民の学びを支援する。
情報モラル教育	情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度であり、各教科の指導の中で身に付けさせるもの。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の利用による健康とのかかわりを理解する内容となっている。
食育リーダー	学校で組織的な食育の推進をはかるため、食に関する指導の全体計画作成や授業改善の助言、各家庭への情報発信等を行い、家庭や地域との連携におけるコーディネーターの役割を担う。
調べる学習コンクール	本市における子どもたちの探究学習の振興と、学校図書館及び公共図書館利用の一層の促進を目的に実施しているもの。小・中学生を対象に探究学習の成果を募集する。
スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格を持つ相談員が市立小・中・義務教育学校に配置され、配置校の校長の指揮監督の下で、児童・生徒へのカウンセリング及びそれに関する教職員や保護者への助言や援助等の職務を行う、東京都教育委員会による支援制度。
スクールガード・リーダー	市教育委員会が委嘱した防犯に関する知識を有する元警察官等で、学校や通学路等を巡回し、保護者や地域の方の学校安全ボランティア等への指導、安全に関する学校の取組への助言、危険箇所の点検

用語	説明
	や不審者への適切な対応について指導を行う。平成 17 年度（2005 年度）から実施している。
スクール・サポート・スタッフ	教員の児童・生徒への指導や教材研究等に取り組む時間を確保するため、教員に代わって学習プリントや授業の準備、採点業務等の補助などを行う外部人材のこと。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持ち、市立小・中・義務教育学校の不登校やいじめ対策として、福祉の専門的な立場から、学校訪問や家庭訪問を行うなど学校と保護者の関係を調整したり、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携をはかるなど、子どもの環境改善を支援する。
スクールロイヤー	学校で発生する様々な問題について、中立的な立場から学校に法的な助言などを行う弁護士のこと。
スタートカリキュラム（八王子モデル）	小学校に入学した子どもが、保育園・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、スムーズに小学校生活に入れるように工夫したカリキュラムのこと。
スポーツMICE	スポーツ関連の国際大会や全国大会などの多くの集客交流が見込まれる大規模な大会を誘致し、来訪した多くの参加者の経済活動による地域活性化を目指すもの。
セーフティ教室	管内の警察署等と連携するとともに警察官等を学校に派遣し、安全、防犯などの学習を行う特別授業のこと。児童・生徒の健全育成の活性化及び充実をはかるとともに、保護者・市民の参加の下に、家庭・学校・地域社会の連携による犯罪防止教育の推進に資することを目指している。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。本市には19団体が存在（令和 7 年（2025 年）3 月現在）。
桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）	日本遺産認定ストーリー「霊気満山・高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」及び八王子市歴史文化基本構想で紹介する関連文化財群の魅力発信拠点として、令和 3 年（2021 年）6 月 12 日、サザンスカイタワー八王子 3 階に開設した展示施設。機織りや車人形が体験できるほか、随時イベントなども開催している。
◆タ行	
高尾山学園	様々な理由で登校することができない児童・生徒のために平成 16 年（2004 年）4 月に設立した小中一貫の学校。「学びの多様化学校」である高尾山学園では、児童・生徒の状況に応じて、一人ひとりの心の安定をはかるとともに適切な学習支援と集団活動の中で人間関係

用語	説明
	をより良く保つ力を養い、生きることへの自信や社会的な自立を促すことをねらいとしている。
楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）	Q-Uは、Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童・生徒個人の意欲や満足感、学級集団の状態を測定する調査のこと。いじめの発生・深刻化、被害にあっている児童・生徒の発見、不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見に活用している。
探究的な学習	『「課題の設定」→「情報の収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」』のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のこと。
地域運営学校	学校運営協議会を設置した学校。コミュニティスクール（CS）とも言う。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）	学校で地域学校協働活動を実施するにあたり、地域と学校をつなぐコーディネーター。地域住民等や学校関係者との連絡調整やボランティアの確保、活動の企画調整などを行う。学校ごとに市教育委員会で任命する。
地域学校協働本部	地域学校協働活動に参画する地域住民や団体等と学校をつなぐ体制。地域学校協働活動推進員のコーディネートのもと、学校ごとに様々な活動を実施している。
つながるプラン	不登校児童・生徒を含む、全ての子どもたちの社会的自立に向けた教育機会の確保のために、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）にかけての5か年で集中的に不登校対策を総合的・計画的に取り組む本市の不登校総合対策のこと。 「学びがつながる、支援がつながる、社会とつながる、未来につながる」を4つの柱として具体的な取組を展開し、学校内外での専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒数を令和9年度（2027年度）までにゼロにすることと、中学校卒業後に希望する進路がありながら進路未決定である生徒を令和5年度（2023年度）に実質ゼロにして、継続することの2つを達成目標として取り組む。
デジタルシチズンシップ教育	デジタルシチズンシップ教育とは、優れたデジタル市民になるために必要な能力を身に付けることを目的とした教育。従来の情報モラル教育が「守るためのルールやマナー」といった安全面に重点を置いていたのに対し、デジタルシチズンシップ教育は「より良いデジタル社会の構築」のための行動を育むことを目指している。

用語	説明
統合型校務支援システム	教務（成績処理や通知表作成など）、学校保健（健康診断結果や保健室利用管理など）、学校運営（連絡掲示板など）などの校務について、統合的かつ電子的に処理できるシステムのこと。
登校支援コーディネーター	各学校の不登校対応の中心となる教員のこと。学校組織の核となり、個々の不登校児童・生徒の状況と支援ニーズの組織的かつ的確に把握する役割と、全ての児童・生徒の社会的自立に向けた学校内外の専門的な相談・支援への接続する役割を有する。令和5年度（2023年度）より全市立小・中・義務教育学校に配置している。
登校支援チーム	教育、心理、福祉の各領域の専門家チームで構成され、個票システムの活用や学校訪問などを通して、不登校児童・生徒の実態把握や分析を行い、不登校の未然防止や教員による有効で適切な早期対応について支援をする。また、不登校対策関連施設での支援の状況を把握して学校と関係機関との連絡調整を行う等、登校支援ネットワーク全体を統括、調整する役割を担っている。さらに、スクールソーシャルワーカーの派遣や高尾山学園内の適応指導教室（やまゆり）の運営を行っている。
道徳授業地区公開講座	家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実のために、平成14年度（2002年度）から全市立小・中学校で開催している。①道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化をはかること ②意見交換を通して、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること ③道徳の授業を公開することにより開かれた学校教育を推進することを目的としている。
特別支援学級	市立小・中・義務教育学校に併設されており、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活で一部の援助が必要な程度の児童・生徒が対象である。一人ひとりの能力や個性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身に付け、具体的な体験を通じた学習を行う。また、一人ひとりの能力に合った教材で学習を行う。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教室	通常級に在籍する、発達障害や情緒障害で一部特別な支援を必要とする児童・生徒が週1回程度、一人ひとりの特性に応じた指導を受けるために全市立小・中学校に設置されている教室。児童・生徒が通級指導学級設置校に通級しなかった「情緒障害等通級指導学級」から、本市では平成28年度（2016年度）に小学校、令和元年度（2019年度）に中学校が、在籍校で指導が受けられる「特別支援教室」に移行した。

用語	説明
特別支援教室拠点校	特別支援教室の巡回指導教員が、巡回指導を行う学校のグループの拠点となる学校。巡回指導教員は特別支援教室拠点校に籍を置き、グループ内の各学校を巡回する。
特別の教科 道徳	各教科、総合的な学習の時間や特別活動等、学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として位置付けられる授業のこと。市立小・中・義務教育学校各学年年間 35 時間（小学校第 1 学年は 34 時間）実施することとなっている。
◆ナ行	
日本遺産・日本遺産認定ストーリー	日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。 本市の日本遺産認定ストーリー「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」とは、本市が絹産業を基盤として発展し“桑都”と称されてきた歴史を、戦国武将・北条氏照を起源として、桑都の人々と高尾山とのつながりをテーマにした内容で、令和 2 年（2020 年）に日本遺産に認定された。
◆ハ行	
八王子市いのちの大切さを共に考える日	一人ひとりの児童・生徒のかけがいのない命を必ず守るために① 全校児童・生徒朝会等の校長講話において「いのちの大切さを共に考える日」の指導及び取組内容について説明する。② 各学年の教育活動の中で「いのちの大切さを共に考える日」の内容で取り組む。③ 保護者・地域に向けた取組内容を発信する。
八王子市学力定着度調査	基礎的・基本的な学習内容に関する自らの定着度を、児童が客観的に認識することにより、確かな学力を身に付けるための目標及び課題を明確にした主体的な学習習慣を身に付けることを目的として実施している。また、各学校は調査結果に基づき、学力定着度の実態に応じた教育計画や指導方法、指導内容の改善をはかる。本市では国・東京都の調査のほか、本市独自の調査を実施している。
八王子市教員研究生	本市の児童・生徒の学力向上等に関する課題を踏まえた研究テーマを設定し、大学教授等を講師としながら、教科等に関する指導方法や教材の開発を中心とした研究を行うことで、専門性や授業力の向上をはかる、八王子市立学校の教員を対象とした取組。 修了後は「八王子市授業力マイスター」として市内の教員研修講師を行い、教科等において指導的役割を担う。
八王子城跡ガイダンス施設	八王子城の歴史や意義などを、初めて訪れた方にも分かりやすく解説する施設として、平成 24 年（2012 年）10 月に開設。内部には、展示解説スペースのほか、休憩・レクチャースペースがある。
はちおうじっ子マイファイル	乳幼児期から就学、進学、就労などの節目で困ることのないよう、切れ目のない支援を実現するために、保護者が子どもの成長に関する

用語	説明
	情報を一つにまとめるためのファイル。本市で平成 29 年度（2017 年度）から開始した取組で、保健福祉センターによる健診や教育センターでの就学相談等で配布している。
はちおうじっ子ミニmam	国語及び算数において、社会生活を営むうえで、最低限身に付けるべき学習内容（小学校第 5 学年修了段階における基礎的・基本的な問題）の中から抽出した問題を「はちおうじっ子ミニmam」と位置付けている。 令和 5 年度（2023 年度）より、小学校及び義務教育学校第 6 学年以上を対象に年 2 回実施し、義務教育終了段階までに全ての児童・生徒が定着できることを目標に実施している。
はちおうじのいえいく	本市では家庭教育を「いえいく」と呼び、「地域全体で子どもと子育て家庭を支える」をコンセプトに、家庭教育を啓発するための 4 つ合言葉「いっしょに遊ぼう学ぼう」、「みんなで話そうつたえよう」、「いっしょに食べるとおいしいね」、「あったかくつながるころ大切」を定めている。
パークライブラリー	公園に本を持ち込み、読書スペースを設け読み聞かせなどを行う地域連携による屋外イベント。新たな読書空間の創出や、地域コミュニティの活性化などを目的として令和 2 年（2020 年）に開始した事業。
部活動指導員	部活動の指導だけでなく、部活動顧問に代わって大会等の引率も行える外部指導者。
部活動指導補助員（コーチ）	顧問の教員または部活動指導員の監督のもと、必要な技術の指導及び助言を行う外部指導者。単独での指導、引率を行うことができない。
副校長補佐	副校長が教員の育成・指導に専念できるようにするため、教職員の服務管理や各種調査対応などの副校長業務を補佐する外部人材のこと。
放課後子ども教室	地域の人材やボランティアの参画を得て、放課後や土日、夏休み等に小学校の施設を活用し、子どもたちに安全で安心な居場所を提供している事業。本市では、平成 19 年度（2007 年度）から市内小学校区を単位に実施。運営は、学校運営協議会関係者や P T A、町会の方などで小学校区ごとに組織される「放課後子ども教室推進委員会」が行っており、大人たちが見守る中で、子どもたちが放課後の校庭や教室などを利用して自由に遊ぶほか、学習や様々な体験など、学校ごとの特色を活かした取組を行っている。また、一部の学校では学童保育所の指定管理者が運営している。
保・幼・小連携の日	幼児教育と小学校教育をつなげる「架け橋期」（5 歳児から小学校第 1 学年までの 2 年間）の教育の充実をはかるため、教職員相互の保育参観・授業参観などにより交流を深める日。平成 26 年度（2014 年

用語	説明
	度)から順次実施し、平成 29 年度(2017 年度)からは全小学校区で実施している。
◆マ行	
メディアリテラシー教育	SNS の適切な使い方について、地域・価値の共通理解をはかるきっかけにするなど、実践レベルの理解を深めていく教育。
◆ヤ行	
薬物乱用防止教室	薬物乱用のおそれがある児童・生徒を対象とした個別の指導だけでなく、全ての児童・生徒に、薬物に関する正しい知識と薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響、更に乱用を促す諸要因への対処について教育する。
◆ラ行	
リカレント教育支援アプリ「はちリカ」	社会人になった後も新たな知識や技能、教養を身に付け、キャリア形成につなげられるよう、様々な講座やイベントの情報を提供するアプリ。
歴史・郷土ミュージアム	八王子駅南口集いの拠点へ移転し、令和 8 年(2026 年)10 月にオープン予定の「まちの歴史文化を学び、見て・触れて・感じることで八王子への愛着や誇りを育むキッカケの場」となる新しい郷土資料館のこと。

第4次八王子市教育振興基本計画

ビジョン

はちおうじの教育

令和7～11年度

(2025～2029年度)

令和7年(2025年)2月

発行 八王子市教育委員会

編集 学校教育部教育総務課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7329

FAX 042-627-8811

本冊子は再生紙を使用しています。

あなたのみちも、
あるけるまち。

八王子